都市戦略４

安全・安心な都市の実現

都市戦略４　安全・安心な都市の実現

政策指針９

災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　特定緊急輸送道路（注1）沿道の建築物の耐震化や無電柱化により、災害時の緊急物資輸送や救援部隊進入のための主要なルートが確保され、住宅や都市施設の耐震化と併せ「倒れないまち」が実現している。また、木造住宅密集地域（整備地域（注2））では、「燃え広がらない・燃えないまち」が実現している。

○　自助・共助の取組を通じて都民の高い防災意識が醸成され、災害時の対応力が向上している。また、公助による防災対策の進展や、防災関係機関による迅速かつ円滑な救助活動が実現できる体制が構築されている。

○　局地的な集中豪雨などによる水害や土砂災害に対する地域の防災力が向上し、安全が確保されている。

○　島しょ地域の地震・津波対策等が進み、安全なまちが実現している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■ソフト・ハード対策による総合的な震災対策

◇震災による被害の最小化（想定最大死者数約 9,700 人を約 6,000 人減（注３））

■建築物等の耐震化・不燃化や無電柱化の推進

◇建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぎ災害時の輸送ルートを確保

◇震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状７号線の無電柱化を完了

◇災害時の活動拠点・避難施設として防災上重要な建築物の安全を確保

◇木造住宅密集地域（整備地域）において延焼遮断帯の形成と不燃化が実現

事　　項			目標年次	目標値
特定緊急輸送道路沿道の建築物			2015 年度	耐震化率 100%
防災上重要な建築物	都立建築物等		2015 年度	耐震化率 100%
	社会福祉施設等		2020 年度	耐震化率 100%
住宅			2020 年度	耐震化率 95%以上
都営住宅			2020 年度	耐震化率 100%
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路（注４）		2024 年度末	50%完了
		うち環状７号線	2024 年度末	100%完了
緊急輸送道路等の橋梁			2020 年度	全 413 橋耐震化完了
緊急物資輸送対応岸壁			2025 年度	13 バース整備

整備地域内（約 7,000ha）の不燃化	2020 年度	延焼による焼失ゼロ
特定整備路線の整備　28 区間・約 26km	2020 年度	100%完了
水門及び堤防等の耐震・耐水対策	2021 年度	水門等全 38 施設 堤防等 129km 対策完了

■自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上

◇都民・事業者の防災力の向上と行政の防災対策の充実

事　　項	目標年次	目標値
住民参加による防災訓練	2024 年度	累計 2,000 万人参加
都立高校・特別支援学校の宿泊防災訓練	2024 年度	累計 44 万人参加
家庭・事業所の備蓄	2020 年度	実施率 100%
行き場のない帰宅困難者の安全確保	2020 年度	全員（92 万人）
緊急消防援助隊受援拠点	2017 年度	多摩地域に整備
航空消防体制の２拠点化	2015 年度	整備完了（江東）
木造住宅密集地域を重点とした消防水利の整備	2024 年度	防火水槽　累計 120 基 深井戸　累計 10 基

■豪雨対策や土砂災害対策の推進

◇50 ミリ降雨に対応した治水安全度達成率（注５）が 85%に向上するとともにそれを超える局地的集中豪雨に対する安全性も向上

◇都内全域における土砂災害警戒区域等の指定完了

事　　項		目標年次	目標値
環状七号線地下広域調節池（仮称）、石神井川中流調節池（仮称）等の整備		2025 年度	完了
豪雨対策下水道緊急プラン	75 ミリ降雨対応の施設整備（４地区）	2019 年度	効果発揮
	50 ミリ拡充対策の施設整備（６地区）	2019 年度	効果発揮
土砂災害警戒区域等の指定（都内全域）		2020 年度	約１万５千か所完了

■島しょの防災対策の推進

◇島しょの防災力を高め、島民や観光客の安全性向上を実現

事　　項		目標年次	目標値
地震・津波対策	津波避難施設の整備	2024 年度	９港で完了
	堤防のかさ上げ整備	2020 年度	22 海岸で完了
	緊急輸送用岸壁の整備	2024 年度	６港で完了
土砂災害対策（大島）	土砂災害警戒区域等の指定	2015 年度	完了
	大金沢神達地区	2016 年度	短期対策完了

3　到達状況・課題

○　特定沿道建築物（注６）の耐震診断は、2013 年度末で対象建築物約 5,000 棟の 78%が実施している。不燃化特区（注７）は 38 地区（約 1,800 ha）で着手し、特定整備路線は 2014 年度に 28 区間約 26km 全てで事業に着手する。

○　防災上重要な路線では、震災等に伴う電柱倒壊による避難や救助活動、物資輸送への支障が懸念されている。

○　東日本大震災を契機に、都民の防災意識は向上したが、家庭・事業所の備蓄率は約５割と十分ではなく、また行き場のない帰宅困難者のために、官民連携の下、一時滞在施設の確保を進めているが、約 14 万人分にとどまっている。

○　近年頻発する時間 50 ミリを超える豪雨に対応するためには、河川や下水道の整備、まちづくりなどによる総合的な取組の更なる推進や、土石流や急傾斜地の崩壊を防止する一層の取組が求められている。

○　島しょ地域では、南海トラフ地震への対応や大島における土砂災害を教訓とした取組が求められている。

4　政策の方向性

1　特定沿道建築物及び住宅の耐震化の促進や地震・津波・高潮対策の推進

➢　建物所有者の実情に応じた必要な支援を的確に行いながら、耐震診断実施率の向上を図り、耐震化へ迅速に結び付ける取組を強化

➢　住宅所有者に対し、耐震化の必要性の理解と対策の実施を促すため、被害想定等の周知、耐震化取組事例の紹介等により、普及啓発や技術的支援を強化

➢　地震・津波・高潮等の水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、堤防（防潮堤・内部護岸）や水門等の計画的な耐震・耐水対策を推進

2　防災上重要な都道の無電柱化やライフラインの耐震化を推進

➢　震災時の円滑な救助活動や支援物資の輸送のため、都道における第一次緊急輸送道路の無電柱化を推進し、特に環状７号線の無電柱化を 2024 年度に完了

➢　震災時にも水道の供給や下水道機能を確保するため、上下水道の耐震化を推進

3　木造住宅密集地域における不燃化と特定整備路線の整備

➢　木造住宅密集地域について、不燃化特区における施策の実効性を高め、地域の実情に応じた取組を後押しするなど、区と連携した不燃化対策を一層推進

➢　特定整備路線の用地取得を迅速に行うため、関係権利者の移転先確保のサポート、移転資金貸付事業における優遇措置などを実施し、生活再建を支援

4　都民・事業者による東京の防災力の向上

➢　季節や地域特性に応じた住民参加型訓練の年４回の実施や、町会・自治会等による地域の防災訓練への参加促進により、都民の災害対応力を向上

- 防災教育・宿泊防災訓練を拡充し、身を守り、地域に貢献できる人材を育成
- 日常的に活用できる「防災ブック」の配布とともに、「備蓄消費モデル（仮称）」により食料等の消費・補充での継続的な備蓄などを促進し、家庭の対策を充実
- 行き場のない帰宅困難者の安全を確保するための受入先を、官民ともに拡大

5　災害に対する消防団・消防部隊の対応力強化

- 消防団員の確保とともに消防署との連携訓練により地域の防災力を強化
- 航空消防体制の２拠点化や港湾部に臨港消防署を整備（再掲：26 頁参照）

6　多発する局地的な集中豪雨への対策を強化

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、区部は時間 75 ミリ、多摩部は時間 65 ミリの降雨に対し、浸水被害を防止する対策を強化
- 河川では、護岸の整備に加え、広域調節池等の新たな調節池の整備を推進し、時間 100 ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮
- 下水道では、時間 50 ミリ降雨への対応に加え、甚大な被害が発生している地域において整備水準をレベルアップし、新たな下水道幹線などを整備

7　ソフト・ハード両面での土砂災害対策を推進

- 土砂災害に対する避難体制をより一層確立していくため、都内全域における土砂災害警戒区域等の指定を完了
- 土砂崩れ等による道路の寸断や集落の孤立を防ぐため、巡回・点検等に基づく斜面対策や、代替ルートとなる多摩川南岸道路等の整備を推進

8　島しょ地域の防災力を向上

- 津波到達までに高台等への避難が困難な９港において、津波避難タワー等の整備を推進
- 護岸などの海岸保全施設の整備とともに、６港において災害時の応急・復旧活動を支える緊急輸送用岸壁について地震・津波対策を強化
- 大島では、土砂災害警戒区域等の指定を 2015 年度までに完了するとともに、大金沢左支川の斜面崩落防止、導流堤整備等の短期対策を 2016 年度までに完了

（注１）特定緊急輸送道路：全ての第一次緊急輸送道路、災害時の区市町村本部又は他県の第一次緊急輸送道路との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路

（注２）整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域。区部に約7,000ha存在（区部面積の約１割に相当）

（注３）想定最大死者数約9,700人を約6,000人減：東京湾北部地震（冬の夕方18時、風速８m/秒）の被害想定で、揺れや火災による死者（約9,700人）を約6,000人、避難者（約339万人）を約150万人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数（約30万棟）を約20万棟、それぞれ減少させる。

（注４）第一次緊急輸送道路：高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のうち、応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

（注５）治水安全度達成率：50ミリ護岸の整備率に調節池等の整備効果を加えた整備率

（注６）特定沿道建築物：建築物のいずれかの部分の高さが道路幅員のおおむね２分の１を超えるものであって、その敷地が特定緊急輸送道路に接するもの

（注７）不燃化特区：整備地域のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区。区からの整備プログラムの提案に基づき、都が不燃化推進特定整備地域（不燃化特区）に指定

都市戦略４　安全・安心な都市の実現

政策指針 10

日常に潜む危険や犯罪から都民生活を守り、安全・安心を確保

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　都民･来訪者など全ての人々が治安の良さや生活の安心を実感できる世界一安全な都市が実現している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■安心して暮らせる首都東京を守る

◇犯罪リスクを低減し体感治安を向上

事　　項	目標年次	目標値
通学路に防犯カメラを設置	2018 年度	公立小学校全 1,296 校※1
防犯ボランティア登録団体数	2024 年度	2013 年度比 50%増（約 900 団体）

※１　2014 年４月１日時点

３　到達状況・課題

○　都内における刑法犯認知件数は、12 年間で４割以上減少するなど着実に成果をあげてきた。しかし、高齢者を狙った特殊詐欺や女性を狙ったストーカー犯罪、危険ドラッグ（注１）の使用に起因する事件・事故の発生など、都民に不安を与える犯罪等の撲滅には至っておらず、体感治安は十分に改善されていない。

○　サイバー攻撃事案への体制強化等により、サイバー空間の安全確保を図ってきた。しかし、サイバー攻撃は予兆が困難であることに加え、手口が高度化・複雑化するなど、官民の更なる連携強化が求められている。

○　暴力団は、組織実態を隠ぺいしながら各種の事業活動に進出するなど、資金獲得活動を活発に行っている。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国際犯罪組織による犯罪や銃器・薬物密輸入事犯の更なる発生も懸念される。

４　政策の方向性

１　地域における身近な犯罪の対策を推進

- 全小学校通学路への防犯カメラ設置や防犯ボランティア団体の活動活性化など、地域ぐるみの防犯環境向上に向けた取組を促進し、地域社会の絆の再生を図りながら、犯罪の起きにくい社会づくりを推進
- 高齢者を狙った特殊詐欺や女性を対象とした凶悪犯罪等、都民が不安に感じる犯罪に対し、詐欺被害予防に向けて家族内での意識啓発を促進することや新たに設置した「人身安全関連事案総合対策本部」を中心に関係機関が連携して対応を強化するなど、都民一人ひとりが安全・安心を実感できる社会環境を形成
- 危険ドラッグの製造拠点・流通等の実態把握をはじめ、都条例による未規制薬物に対する規制、店舗への立入検査等の強化を図るとともに、鑑定の迅速化や使用者・販売事業者等の検挙の徹底、主に若者を対象とした普及啓発に取り組むなど、関係機関が連携して対策を推進し危険ドラッグの乱用を根絶

2　サイバー空間の安全・安心を確保

- 国民生活に重大な支障をきたすおそれのあるサイバー犯罪・サイバー攻撃を防ぐため、情報通信、金融、電力等の社会インフラ事業者をはじめとした民間との情報共有体制の強化を図るとともに、専門人材の育成やサイバー攻撃を想定した共同訓練に取り組み、サイバー空間の安全・安心を確保

3　東京を脅かす組織犯罪への対処

- 暴力団等に係る実態解明及び取締りを徹底するとともに、オリンピック関連工事等に対する暴力団等の介入を未然に防止するため、暴力団排除活動を推進
- 国際犯罪組織による犯罪に対応するため、入国管理局等の関係機関と連携を図り取締りを強化
- 密輸・密売組織の壊滅を図り、銃器・薬物の密輸入事犯の増加を防ぐため、税関等の関係機関と連携した水際対策を強化
- 改正薬事法の指定薬物を含めた違法薬物の取締り強化など、総合的な銃器・薬物対策を推進

総合的な治安対策

【防犯カメラの設置】

【通学路で登下校の子どもを見守り】

（注１）危険ドラッグ：麻薬・覚醒剤等と同等以上の人体への危険性を有しており、重大な健康被害や事件・事故を招く恐れがある製品のこと

20XX 年　東京はこんな街

発展を続け、全ての人が豊かな生活を送ることが可能となっている、理想的な都市の姿を描いてみました。

豪雨から都民の生命･財産を守る

○　近年、時間 50 ミリを超える豪雨が頻発しています。平成 25 年 10 月には、大島に 24 時間で 800 ミリを超える豪雨が発生し、甚大な被害が発生しました。

○　都は、豪雨に対する目標水準を時間 50 ミリから 75 ミリ※1 に引き上げ、河川、下水道、まちづくりが一体となった総合的な豪雨対策を進めています。

　また、大島での災害を教訓として、土石流などから身を守る土砂災害対策に取り組んでいます。

※1：区部 75 ミリ、多摩部 65 ミリ

ハード・ソフトの一体的な豪雨・土砂災害対策

	ハード対策	ソフト対策
豪雨対策	✓ 時間 100 ミリの局地的かつ短時間の降雨にも効果を発揮する広域調節池の整備　等 ✓ 時間 75 ミリの降雨に対応した下水道幹線の整備　等	✓ 精度の高い局地的豪雨発生情報をスマートフォンなどにタイムリーに発信　等
土砂災害対策	✓ 土石流を食い止める砂防えん堤や、急傾斜地の土砂崩壊を防止する法枠工の整備　等	✓ 土砂災害警戒区域等の指定を進め、区市町村の警戒避難体制の構築を促進　等

○　こうした取組を更に進め、豪雨や土砂災害から都民の生命・財産を守る、高度な防災都市を実現していきます。

【東京の安全性をさらに高める】

◇　複数の調節池を連結する広域調節池や新たな下水道幹線などの施設整備が更に進み、局地的な集中豪雨に対しても浸水被害を発生させない、安全なまちが実現しています。

◇　さらに、先端技術を活用した情報提供の充実や避難体制の確立により、都民の生命が守られています。

◇　また、都内全域で土砂災害警戒区域の指定が完了し、土石流に対するハード対策などと併せて避難体制の強化が進み、地域の安全が確保されています。

人的・経済的被害を限りなくゼロに

都市戦略５

福祉先進都市の実現

都市戦略５　福祉先進都市の実現

政策指針 11

安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　結婚、妊娠や子育てに関する支援が充実し、地域で安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる社会が実現している。

○　保育サービスの充実により、待機児童が解消されるとともに、病児・病後児保育や一時預かり等も含め、ニーズに応じた多様な保育サービスが提供されている。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■東京の特性を踏まえた保育サービスの充実

◇多様な保育サービスを拡充し、2017 年度末までに待機児童を解消

事　　項	目標年次	目標値
保育サービス利用児童数	2017 年度末	約４万人分増※1 （2014 年４月 234,911 人）
都庁内に地域に開放した保育施設を設置	2016 年度	開設

※１　現行の東京都保育計画（2010 年度から 2014 年度）における保育ニーズを基に概数を算出したもの。現在、区市町村の保育ニーズを調査しており、確定値については、最終報告で掲載

■小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保

◇学童クラブ登録児童数の増加（学童クラブのいわゆる待機児童（注１）解消※２）

◇放課後子供教室の設置数を拡大し、地域との交流の機会を確保

事　　項	目標年次	目標値
放課後子供教室	2020 年度末	公立小学校全 1,296 か所※3 のうち 1,286 か所 （2013 年度設置数 1,094 か所）

※２　学童クラブ登録児童数の目標年次及び目標値については、最終報告で掲載

※３　小学校数については、2014 年４月時点の全小学校数

3　到達状況・課題

○　保育サービスの拡充により、2014 年４月の利用児童数は、234,911 人となったが、人口流入による就学前児童人口の増加や共働き世帯の増加による保育ニーズの増大等により、依然として、8,672 人の待機児童が存在している。今後も女性の社会進出や働き方の多様化等による更なる保育ニーズの増加に加えて、病児・病後児保育（注２）等の多様な保育ニーズの増加も見込まれる。

○　小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、学童クラブや放課後子供教室の整備を進めている。しかし、2013 年５月の学童クラブのいわゆる待機児童が 1,753 人であるとともに、児童人口や共働き世帯の増加等により、小学生の放課後等の居場所づくりのニーズが高まっている。

○　地域での子育てを支援するため、相談支援等を行う区市町村の子供家庭支援センター等の整備を進めているが、核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下しているため、行政による妊娠期からの切れ目のない支援が求められている。

○　児童虐待の未然防止と早期発見の取組強化に向けて、関係機関との連携強化や区市町村の相談体制整備を支援しているが、2013 年度の児童相談所における児童虐待対応件数は 5,414 件、子供家庭支援センターにおける虐待対応件数は 9,479 件と増加傾向が続いている。

○　ＮＩＣＵ（注３）の増床等、周産期・小児医療体制の整備を図ってきているが、出生数が横ばいで推移する一方、晩産化の進行等に伴うハイリスク妊産婦や低出生体重児の増加等、周産期医療ニーズへの一層の対応が求められている。

4　政策の方向性

1　待機児童解消に向けた保育サービスの拡充

- 認可保育所や認証保育所などの保育サービスを拡充することにより、2017 年度末までに待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを継続
- 福祉インフラ整備のための都有地貸付にあたり、賃借料の減額率の拡大等により事業者負担を軽減
- 都営住宅や公社住宅の建替えに伴い創出される用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる用地を選定し、認可保育所や子育て支援施設等の整備の候補地として提供（2024 年度までに福祉インフラ整備全体で 30ha 超）
- 福祉インフラ整備のための用地として、公営企業用地も活用し、当面の未利用都有地等を貸付
- 一定規模以上の住宅開発における保育施設等の設置を促進するため、都市開発諸制度（注４）の見直しを実施し、地域のニーズに応じて子育て支援施設の設置を誘導

２　保育人材の確保

- 保育サービス拡充に必要な保育人材を安定的に確保するため、現任保育士の離職防止策や潜在保育士の就職支援策等の取組を強化

３　多様な保育サービスの充実

- 病児・病後児保育を必要とする保護者が利用しやすい環境及び事業者の安定的な事業運営を確保するため、区域を越えた広域利用と更なる整備を促進
- 在宅子育て家庭の保護者が、緊急時等に適切に利用できるよう、一時預かりを充実
- 民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、都自らがシンボル的な事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置

４　小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進

- 総合的な放課後対策を推進し、放課後等の子供たちの安全・安心な居場所を確保
- 各区市町村による学童クラブの設置を進め、利用希望者数に応じた登録児童数の増加（学童クラブのいわゆる待機児童の解消）を図るとともに、「小１の壁」への対応として、時間延長等のニーズに応じた整備を実施
- 放課後子供教室の設置数を拡大し、学習やスポーツ活動等を提供する活動拠点を確保するとともに、地域人材を活用した活動プログラムを充実

５　結婚や妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を充実

- 若い世代が妊娠適齢期について正確な知識を持ち、将来のライフプランを描けるような普及啓発を推進
- ボランティア等の社会参加の促進やスポーツイベント等による交流の場の提供など、若者が様々な場面でつながりを持ち活躍できるような多様な活動・交流機会を創出
- 経済的理由などにより、結婚や出産をためらう若い世代や子育て世帯に対し、就労や住宅の供給面からの支援を実施
- 出産前後に支援を要する家庭への個別対応や乳児がいる全家庭への訪問相談等、妊娠期からの切れ目ない支援を実施する区市町村の取組を促進
- 子育て親子等の多様なニーズに応えられるよう、子育てひろば（注５）における相談支援やショートステイ等の実施により、地域の子育て支援機能を充実

６　児童虐待の未然防止と対応力強化

- 児童虐待相談の連絡・調整に関する取り決めである東京ルールの徹底を図り、児童相談所と子供家庭支援センターの連携を一層強化するとともに、要保護児童対策地域協議会（注６）を活用した関係機関のネットワーク強化や関係職員の

研修を充実させ、支援技術を向上

- 児童虐待への理解を促進し、地域全体で子育て家庭を見守るという気運を醸成し、適切な通告が可能となるよう、普及啓発を展開

7　子育てしやすい環境の整備

- 社会全体で子育て支援を進めるため、東京子育て応援ファンドを創設し、ＮＰＯや企業等が行う先駆的・先進的な事業等を支援
- 妊婦や乳幼児連れなどの利用者の多様なニーズに対応するため、都営地下鉄等のバリアフリー化の促進や都立文化施設における保育サービスの実施など、子育て世帯にもやさしい環境を整備
- 公園について緑の保全や防災性の向上と合わせた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加とあわせて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設などの設置を誘導する仕組みを構築
- 都立公園の野外体験広場整備など、子供連れで楽しく快適に外出できる東京のまちづくりを推進
- 子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い賃貸住宅の供給を促進

8　周産期・小児医療体制整備の推進

- 周産期母子医療センター（注７）を中心として、周産期連携病院（注８）や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制の整備を推進するとともに、ＮＩＣＵ等長期入院児の円滑な退院支援や、在宅移行後の子供と家族への療養支援を充実

（注１）学童クラブのいわゆる待機児童：学童クラブの利用を希望しながら、何らかの理由で登録ができなかった児童

（注２）病児・病後児保育：児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービス

（注３）ＮＩＣＵ：Neonatal Intensive Care Unit の略。新生児集中治療管理室。低出生体重児（未熟児）や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸管理などの専門医療を 24 時間体制で提供

（注４）都市開発諸制度：公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度。都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の４制度の総称

（注５）子育てひろば：親子で遊べる場、育児仲間をつくる場として、０～３歳を中心とした親子を対象に、児童館や保育所、学校の余裕教室などを活用してつどいの場を提供するもの。子育て相談や子育てに関する講座なども実施

（注６）要保護児童対策地域協議会：地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るために設置する協議会。同協議会では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を実施

（注７）周産期母子医療センター：周産期（おおむね妊娠満 22 週から生後７日未満）において、産科・小児科双方から一貫した総合的かつ高度な医療を提供する、ＮＩＣＵ等を有する施設

（注８）周産期連携病院：周産期母子医療センターとの連携の下、産科の 24 時間体制に加え、産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直（オンコール）体制等を確保し、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

都市戦略５　福祉先進都市の実現

政策指針 12

高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　高齢者が、できる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、適切な医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されている。

○　超高齢社会に対応し、高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいが整備されている。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■高齢者が地域で安心して生活できる基盤の整備

◇高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを確保

事　　項	目標年次	目標値
特別養護老人ホームの整備	2025 年度末	定員約 5.5～６万人分※1 （2013 年度末 41,340 人分）
認知症高齢者グループホームの整備	2025 年度末	定員約２～2.3 万人分※1 （2013 年度末 8,582 人分）
サービス付き高齢者向け住宅等※2の整備	2025 年度末	２万戸以上※1 （2013 年度末 14,181 戸）

※１　現在の整備状況等を基に概数を算出したもの。確定値については、最終報告で掲載

※２　サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅

3　到達状況・課題

○　高齢者人口が、2010 年の約 264 万人から、2025 年には約 327 万人になると推計されており、支援が必要な高齢者の増加も見込まれている。高齢者ができ

る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの充実や多様なすまいの整備等が求められている。

○　認知症高齢者について、2013 年の約 38 万人から、2025 年には、約 60 万人になると見込まれており、取組を一層推進する必要がある。

4　政策の方向性

1　高齢者が安心して暮らせる社会の実現

- 要介護高齢者の増加を見据え、多様なニーズに対応する施設の確保、在宅生活を支える各種サービスの充実、地域包括支援センター（注１）等の機能強化に取り組むことにより、区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援
- 特別養護老人ホーム等について、整備率の低い地域に対する重点的支援や都市開発における容積率の緩和等により設置を促進するとともに、建替期間中に都有地に一時的な移転先を確保することで老朽化した施設の建替えを支援
- 福祉インフラ整備のための都有地貸付にあたり、賃借料の減額率の拡大等により事業者負担を軽減（再掲：69 頁参照）
- 都営住宅や公社住宅の建替えに伴い創出される用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる用地を選定し、高齢者施設等の整備の候補地として提供（2024 年度までに福祉インフラ整備全体で 30ha 超）（再掲：69 頁参照）
- 福祉インフラ整備のための用地として、公営企業用地も活用し、当面の未利用都有地等を貸付（再掲：69 頁参照）
- 公園について緑の保全や防災性の向上と合わせた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加とあわせて、福祉施設などの設置を誘導する仕組みを構築（再掲：71 頁参照）
- サービス付き高齢者向け住宅（注２）等について、地域に密着した医療や介護サービスとの連携等により供給拡大を図るとともに、一般住宅を併設した事業も推進

2　介護人材の確保・育成・定着

- 高齢化が進展する中で、今後更に増加が見込まれる介護サービスのニーズに対応するため、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組等を支援
- 高齢者の在宅療養を支える訪問看護師の確保・育成・定着を推進

3　認知症対策の推進

- 認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・福祉の支援を受けることができるよう、区市町村や医療機関等の関係機関と連携した総合的な認知症対策を推進

（注１）地域包括支援センター：高齢者に関する様々な相談対応や必要なサービスの調整など、高齢者の地域での自立した生活を支援する機関。中学校区などに１か所設置
（注２）サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービス等の付いた住宅として都道府県等に登録された住宅

安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現

◇　保育サービスの拡充を図り、2017 年度末までに待機児童を解消

■ 保育サービスの量的拡大

・　都独自の多様な手法により、保育サービスを拡充

・　現任保育士の離職防止策や潜在保育士の就職支援策を強化

⇒　**利用児童数：約４万人分増**
（～2017 年度末）（※）

（※）確定値については最終報告で掲載

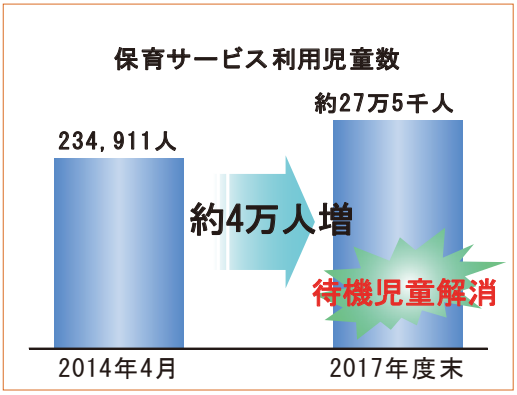

■ 都庁内に保育施設を設置

・　地域に開放した事業所内保育の設置促進に向けて、都自らがシンボル的な事業として都庁内に保育施設を設置（2016 年度開設）

◇　小学生の放課後等の居場所を確保するなど、子育てしやすい環境を整備

■ 安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進

・　学童クラブ整備への支援等による設置促進

⇒　登録児童数の増加（※）　（※）目標値は最終報告で掲載
（学童クラブのいわゆる待機児童を解消）

・　地域との交流の場である放課後子供教室の設置数拡大

⇒　公立小学校全 1,296 か所のうち 1,286 か所に設置（2020 年度末）

都有地・民間の力等あらゆる資源を活用した用地確保により、福祉サービス基盤の

■　都有地を活用した事業者負担の軽減

（賃借料の減額率拡大）

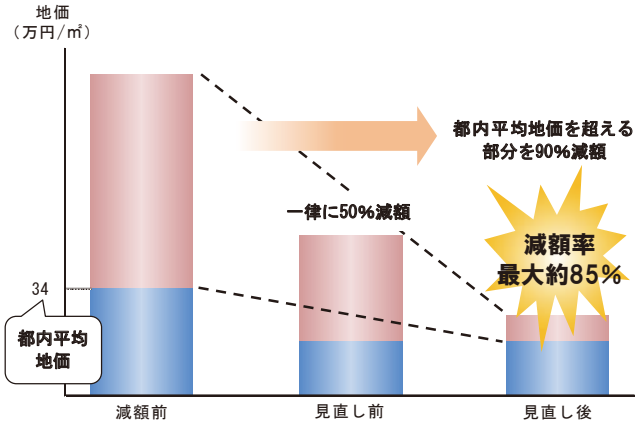

■　公営企業用地を活用

都営地下鉄の高架下を活用した保育施設の設置（イメージ）

高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現

◇　高齢者が、できる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築

- ■ 在宅生活を支える各種サービスの充実
- ■ 地域包括支援センター等の機能強化
- ■ 介護人材の確保や早期離職防止に関する取組等を支援
- ■ 高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを確保

（※）確定値については最終報告で掲載

- 特別養護老人ホームの定員を拡大
  41,340 人（2013 年度末）⇒　**5.5～６万人分（2025 年度末）**（※）
- 認知症高齢者グループホームの定員を拡大
  8,582 人（2013 年度末）　⇒　**２～2.3 万人分（2025 年度末）**（※）
- サービス付き高齢者向け住宅等を整備
  14,181 戸（2013 年度末）⇒　**２万戸以上（2025 年度末）**（※）

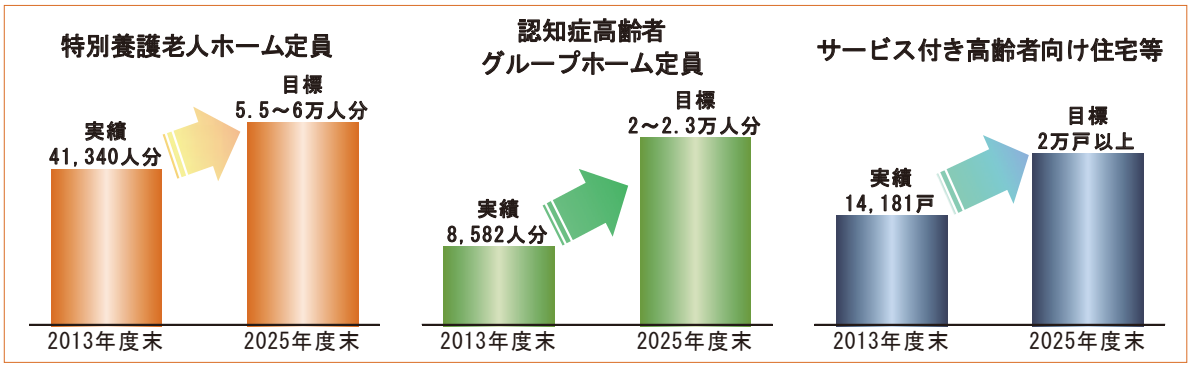

整備を加速

■　**都営住宅等の建替えに伴う創出用地を福祉インフラ整備の候補地として提供**

（10 年間で 30ha 超）

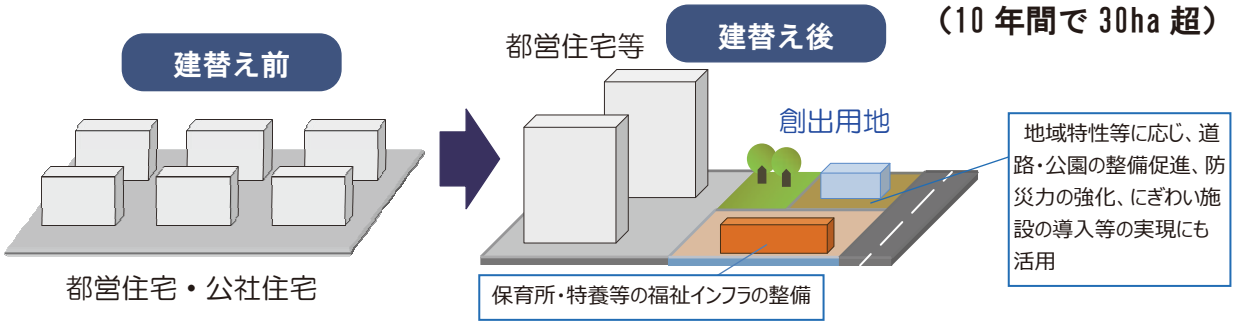

■　**都市開発諸制度の見直し**

- 子育て支援施設
  大規模開発計画に際して、子育て支援施設の整備に関する地元区市との協議を義務付け
- 高齢者福祉施設
  高齢者福祉施設整備のインセンティブをさらに高めて立地を誘導

都市戦略５　福祉先進都市の実現

政策指針 13

質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　患者の状態に応じて適切な医療が受けられるよう、医療人材が適切に確保されながら、東京の実情に応じた医療機関の機能分化・連携が進んでいる。

○　退院後、地域での療養生活へ円滑に移行し、必要な医療・介護サービスを一体的に受けながら、安心して暮らせる体制が整備されている。

○　大規模災害時、迅速で効果的な医療救護活動を行う体制が強化されている。

○　東京に集積する豊富な医療資源を生かした先進医療や臨床研究の進歩が、東京の医療水準の向上に貢献し、都民の健康が守られている。

○　多くの都民が主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命が延伸している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■超高齢社会に対応し、医療基盤の充実と医療人材の確保を推進

◇地域で安心して医療を受けられる体制が充実

◇災害時に迅速で効果的な医療救護活動を行う体制が充実

◇東京の医療水準が向上し、高い治療技術や臨床研究の成果が都民の健康に還元

事　　項		目標年次	目標値
処置範囲拡大救急救命士（注１）の養成		2017 年度	全救急隊に配置
医療機関における在宅移行の推進	患者支援センター（仮称）（注２）の設置	2015 年度	全都立・公社 14 病院
	在宅療養支援機能（在宅療養支援人材の配置等）の充実	2025 年度末	全ての中小病院※１
地域の在宅療養支援体制（在宅療養支援窓口の設置等）の充実		2025 年度末	全区市町村
災害拠点病院の BCP 策定率		2017 年度末	100％
高度救命救急センター（注３）として指定		2015 年度	都立墨東病院
診療データの蓄積・研究活用基盤の構築		2024 年度	全都立・公社 14 病院

※１　病床数 200 床未満の病院

３　到達状況・課題

○　超高齢社会に対応し、患者の状態に応じた病床で適切な医療を受けられるよう、医療機関の機能分化・連携を図ることが求められる。

○　東京都地域救急医療センターの設置など、救急患者の迅速な受入体制を整備しているが、高齢化の進展に伴う救急搬送の増加等への対応が必要である。

○　24 時間安心の在宅療養支援体制を目指し、区市町村等の取組を支援しているが、医療と介護の連携強化や退院に向けた支援等、一層の対応が求められる。

○　都内の医師総数は増加しているものの、特に産科、小児科、救急医療等における医師の確保には一層の対策が必要である。また、高齢患者の増加を見据え、高齢者特有の疾患に適切に対応するための医師等の確保が求められる。

○　災害時に限られた医療資源を最大限活用するため、地域特性を踏まえた医療連携体制の確立や、医療機関が機能を継続するための対策等が求められる。

4　政策の方向性

1　超高齢社会に対応した医療提供体制の整備

- 「東京都地域医療構想」を 2015 年度に策定し、2025 年の医療需要の将来推計と目指すべき医療提供体制等を明らかにし、医療機関の機能分化・連携を推進
- 医療機関の積極的な救急搬送の受入れを促進するなど、二次救急医療体制を充実・強化するとともに、処置範囲拡大救急救命士等を養成し、高齢化の進展等に的確に対応した迅速・適切な救急医療を確保
- 医療・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークの構築等、地域での在宅療養支援体制を確保するため、区市町村等の取組を一層支援するとともに、在宅療養生活への円滑な移行を促進するため、医療機関の退院支援機能を充実
- 医師等医療従事者の離職防止を図るため、女性医師への復職支援や病院勤務医等の負担軽減等、勤務環境の改善に向けた医療機関の取組を継続的に支援
- 東京医師アカデミーにおいて、今後増加が見込まれる合併症等を抱えた高齢患者等に適切に対応するため、総合診療能力（注４）を有する医師を育成

2　大規模災害時の医療救護体制の強化

- 研修や訓練を通じた災害拠点病院等の役割分担に基づく連携体制や、災害医療コーディネーターを中心とする連絡調整体制を強化し、地域の医療連携体制を確立するとともに、医療機関における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進

3　都立・公社病院における高度で専門性の高い医療の推進

- 都内で不足する医療分野や新たな医療課題に対し、都立病院が積極的に対応
- 都立・公社病院の約 7,000 床の診療データを活用し、治療技術などを向上

4　生涯にわたる健康づくりを推進

- 日常生活の中で生活習慣の予防や改善が行えるよう、身体活動量の確保等について普及啓発を行うとともに、区市町村、関係団体等による取組を支援 （再掲：36 頁参照）

（注１）処置範囲拡大救急救命士：心肺機能停止前の重度傷病者に対し、特定の救急救命処置を行う救急救命士。これまでの対象は、心肺機能停止状態の傷病者に限られていた。

（注２）患者支援センター（仮称）：患者の円滑な転・退院、在宅移行の支援や、医療福祉・看護相談等を行う。

（注３）高度救命救急センター：広範囲熱傷等の特殊疾患患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する医療機関

（注４）総合診療能力：特定の臓器や疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診療できる能力

都市戦略５　福祉先進都市の実現

政策指針 14

障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　障害者が地域で安心して生活できる環境が整備され、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支えあいながら、共に生活する社会が実現している。

○　障害者が能力や適性に応じて働き、地域で自立した生活を送ることができている。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■障害者が地域で安心して生活できる環境の整備

◇居住・日中活動の場など生活基盤の必要量を確保し、地域生活への移行が促進

事　　項		目標年次	目標値
地域居住の場（グループホーム）の整備		2017 年度末	1,600～2,000 人増※1
日中活動の場（通所施設等）の整備		2017 年度末	3,000～4,500 人増※1
在宅サービス（短期入所）の充実		2017 年度末	210～220 人増※1
福祉施設入所者の地域生活への移行		2017 年度末	2013 年度末から 12%が地域生活へ移行※1
入院中の精神障害者の地域生活への移行	入院後３か月時点の退院率	2017 年度	64%以上※1
	入院後１年時点の退院率	2017 年度	91%以上※1
	長期在院者数（入院期間１年以上）	2017 年度	2012 年６月末から 18%以上減少※1

※１　目標値は、現行の「東京都障害者計画・障害福祉計画」の実績等を踏まえて算出した概数及び見込みであり、確定値については、最終報告で掲載。地域居住・日中活動の場の整備及び在宅サービスの充実の目標値は、2014 年度末の定員数からの増分

■障害者の自立した生活の実現に向けて障害者雇用・就労を促進

◇2024 年度末までに障害者雇用を３～４万人増加※2

事　　項	目標年次	目標値
区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者	2017 年度	2,000 人～2,500 人※3

都立特別支援学校における企業就労の推進	知的障害が中軽度の生徒を対象とした職能開発科設置	2020 年度	10 校程度
	知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率	2020 年度	45%以上

※２　現在の障害者雇用の状況等から算出した概数であり、確定値については、最終報告で掲載

※３　区市町村障害者就労支援事業の実績等から算出した概数であり、確定値については、最終報告で掲載

３　到達状況・課題

○　障害者の地域での生活を支援するため、地域居住・日中活動の場などの基盤整備を進めているが、今後も地域で安心して生活できるよう障害者を受け入れる環境を整える必要がある（2013 年度末の定員数（速報値）は、グループホーム 6,568 人分、通所施設等 40,950 人分、短期入所 838 人分）。

○　障害者・企業等に対する支援や特別支援学校における教育を通じて障害者の就労を促進しているが、2013 年の都内民間企業の実雇用率は 1.72%となっており、全国の 1.76%を下回っている。

４　政策の方向性

１　地域での自立した生活に向けた支援の充実

- 障害者本人が地域で安心して暮らし続けられるよう、基盤整備を促進
- 施設から地域への切れ目のない支援を行い、施設入所者の地域移行を促進
- 入院中からの支援や退院後の安定した地域生活を支える体制の構築により、「社会的入院（注１）」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進

２　障害者の雇用・就労の促進

- 企業への就労を希望する障害者が雇用の場に就くことができるよう、障害者と企業に対する支援を実施
- 区市町村を通じた就労面と生活面の一体的な支援や、東京ジョブコーチ（注２）事業による企業の実情に応じた支援などにより、就労と職場定着を促進
- 法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることを見据え、精神障害者の雇用に取り組む中小企業に対し、採用から雇用管理まで一貫した支援を実施
- 特別支援学校においては、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援の展開、学校間の連携強化により、特別な支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加に向けた取組を促進

（注１）社会的入院：地域での受入条件が整えば退院可能な状態にあるが、条件が整わず入院を継続していること

（注２）東京ジョブコーチ：職場適応援助者のこと。都内の事業所に出向き、事業主、障害者双方への助言等を行い、障害者の職場定着を支援

20XX 年　東京はこんな街

発展を続け、全ての人が豊かな生活を送ることが可能となっている、理想的な都市の姿を描いてみました。

公園の多機能利用による魅力の向上と子育てしやすい環境の実現

○　東京の魅力を高めていくためには､限られた空間をより効果的に活用していく必要があります。そのための１つの取組として、公園について、緑を保全しながら、多機能利用が進み、都民のニーズに応じた様々な役割を果たしています。

【子育てしやすい環境の整備】

◇　公園の多機能利用の１つとして、保育所などの子育て支援施設が整備され、子供たちが安心して遊び、学べる場所として公園が利用されています。

【魅力ある公園の実現】

◇　喧騒から離れて、落ち着いた雰囲気の中で食事を楽しめるようなレストランやカフェをはじめ､仕事帰りにスポーツをする人を対象としたランナーズ･ステーションや､雨の日でも親子で遊べるインドア・プレイ・グラウンドなど、公園の魅力を高める施設が整備され、様々な目的で公園が利用されています。

◇　防災関連の施設や設備が充実し、災害時の避難場所や救出救助活動の拠点として、都民に安全・安心を提供する役割を果たしています。

<公園の多機能利用のイメージ>

子育て支援施設

レストラン

カフェ

スポーツ関連サービス

インドア・プレイ・グラウンド

防災関連施設

都市戦略６

世界をリードする

グローバル都市の実現

都市戦略６　世界をリードするグローバル都市の実現

政策指針 15

日本の成長を支える国際経済都市の創造

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　世界で一番ビジネスのしやすい都市として、激化する国際的な都市間競争を勝ち抜き、新ビジネスが次々と生み出されて、新たな投資や雇用が創出されるなど、東京が日本経済の持続的成長を牽引している。

○　高度な技術を持つ中小企業が、成長産業分野への参入や海外展開を通じて新たなイノベーションを生み出し、グローバル市場における東京の産業のブランド力が確立している。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■外国企業の誘致

◇世界に開かれた国際経済都市の実現

事　　項	目標年次	目標値
アジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点を特区内に誘致	2016 年度	50 社以上
上記を含む外国企業を特区内に誘致	2016 年度	500 社以上

■中小企業支援による経済活動の活性化

◇都内の開業率が 10%台に上昇

事　　項	目標年次	目標値
都の支援による中小企業の成長産業分野への参入	2024 年度	１千件
都の支援による中小企業の海外展開の実現	2024 年度	２千件

3　到達状況・課題

○　少子高齢化・人口減少、国内市場の縮小、アジア等の新興国の台頭等により、国際社会における日本のプレゼンスの低下が懸念されており、日本の持続的成長を維持するためには、東京が激化する国際的な都市間競争を勝ち抜き、日本経済を牽引し続ける必要がある。

○　外国企業の誘致にあたっては、医療や教育など、外国人が暮らしやすい生活

環境の整備等の取組が求められているほか、外国企業と国内企業の交流促進の場など、都内経済の活性化へと結び付けるしくみづくりが必要である。

○　多様な起業の創出とその後の成長のためには、民間のインキュベータ（注１）が有する豊富なノウハウやネットワーク等が十分に活用されていない。

○　中小企業が海外で持続的・発展的に事業展開していくためには、海外現地でのサポートや海外ビジネスに精通する企業内人材が不足している。

○　経営者の高齢化や経営の改善が見込まれないなどの理由から、廃業を余儀なくされる中小企業の増加が見込まれ、これまで企業が培ってきた技術の喪失や地域経済の活力低下が懸念されている。

○　農林水産物の価格の低迷や、担い手の減少・高齢化が進むなど、東京の農林水産業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

４　政策の方向性

１　魅力的なビジネス環境を創出し、海外から企業・人材・資本を誘致

➢　国家戦略特区制度の活用も図りながら、税制優遇措置の拡大をはじめ、更なる規制緩和等を推進

➢　外国人向けの医療環境や教育環境を充実するなど、外国企業の従業員やその家族が安心して暮らすことができる環境を整備

➢　外国企業と国内企業との交流拠点となるビジネスプラットフォームの形成を促進し、新たな技術やサービスが活発に生み出される魅力的なビジネス環境を創出

➢　東京がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融センターとしての地位を取り戻すため、都・国・民間による総合的な施策を展開

２　起業・創業の促進

➢　起業家の卵を発掘し、起業家精神の育成や資質を磨くための新たな取組を進め、産業界の旗手となり得る起業家の輩出を目指すとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する気運を醸成

➢　優れた民間インキュベータが集まる東京の地の利を生かし、インキュベータの連携体が、創業予定者の発掘・育成から成長段階までを一体的に支援

➢　家事代行サービスや地域企業へのコンサルティングなど地域に根ざした創業のほか、企業発のベンチャーなど、幅広い層による多様な起業への支援を強化

➢　法人設立手続の簡素化・迅速化など国家戦略特区の取組と連動し、創業しやすい環境を整備

３　成長産業分野の戦略的育成と中小企業の参入促進

➢　今後大きな市場拡大が見込まれる医療分野や、健康、環境・エネルギー、危機管理等の大都市の課題を解決する産業分野における中小企業の技術・製品開

発を重点的に支援し、成長産業分野への参入を促進

- 成長に向けて踏み出す中小企業を後押しするため、成長産業分野での事業展開に必要となる機械設備や付加価値の高いものづくりを目指すために必要となる先端機械設備の導入を支援
- ロボット産業や航空機産業などの高度な技術を活用する分野への中小企業の参入や新事業の創出を促進し、国際競争力のある高度なものづくり中小企業を育成
- クリエイティブ産業と他産業との交流や融合を促進し、付加価値の高い製品・サービスの開発や新たなビジネスの創出を後押しすることで、クリエイティブ産業を育成

4　企業の海外展開を総合的に支援

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の高い注目度を生かし、都内中小企業の技術力を広く発信するとともに、国内外の展示会等を通じて、外国企業と都内中小企業の相互交流やマッチングを支援
- 海外での営業拠点の設置など、継続的な海外取引の実現に取り組む中小企業を支援するため、現地における支援体制を強化
- 中小企業が戦略的に海外展開に取り組むことができるよう、海外展開の司令塔の役割を果たす企業内人材の育成や、新興国における契約トラブルや模倣品被害などの中小企業の知的財産権侵害への対策を総合的に支援
- ファッション、コンテンツ、伝統工芸品などクールジャパン関連産業における中小企業等の海外展開を支援

5　産業集積の維持・発展とものづくり技術の高度化・高付加価値化の推進

- 工場の立地促進や操業継続のための環境整備、企業の競争力強化などに主体的に取り組む区市町村を重点的に支援し、地域の産業基盤を維持・強化するとともに、無秩序な産業の空洞化を防止
- 多摩地域の持つ産業集積の強みを生かすため、広域的産業交流の中核機能を担い、都域を越えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子市に整備
- 小規模企業をはじめとする中小企業の円滑な事業承継に向けた支援策を展開することにより、これまで企業が培ってきた技術やノウハウを喪失することなく承継し、東京の産業基盤を維持
- 開発から事業化に向けた各段階での支援や先端技術分野における試験研究・測定・技術指導など、中小企業の競争力強化に向けた高付加価値な製品・技術の開発を支援

6　農林水産業の産業力強化と東京産食材の魅力発信

- トウキョウＸ（注２）や東京しゃも（注３）等、東京のブランド畜産物の生産体制を維持・拡大するなど、農林水産物のブランド化による高付加価値化や販売

力の強化を推進

- 施設栽培やＩＣＴ（注４）による自動環境制御等の最先端技術を活用した栽培技術モデルの確立、研究機関や大学と連携した低コスト林業の構築などにより、東京の農林水産業の競争力を向上
- 農業や農地が持つ防災や環境保全などの多面的機能を一層発揮させることで貴重な農地を効果的に保全し、農業振興を推進
- 「東京味わいフェスタ」等のイベントの開催や、「とうきょう特産食材使用店」の更なる拡大などとともに、2020 年大会の高い注目度を生かし、東京産の食材の魅力を国内外に広く発信（再掲：53 頁参照）

新たな起業の創出による経済の活性化

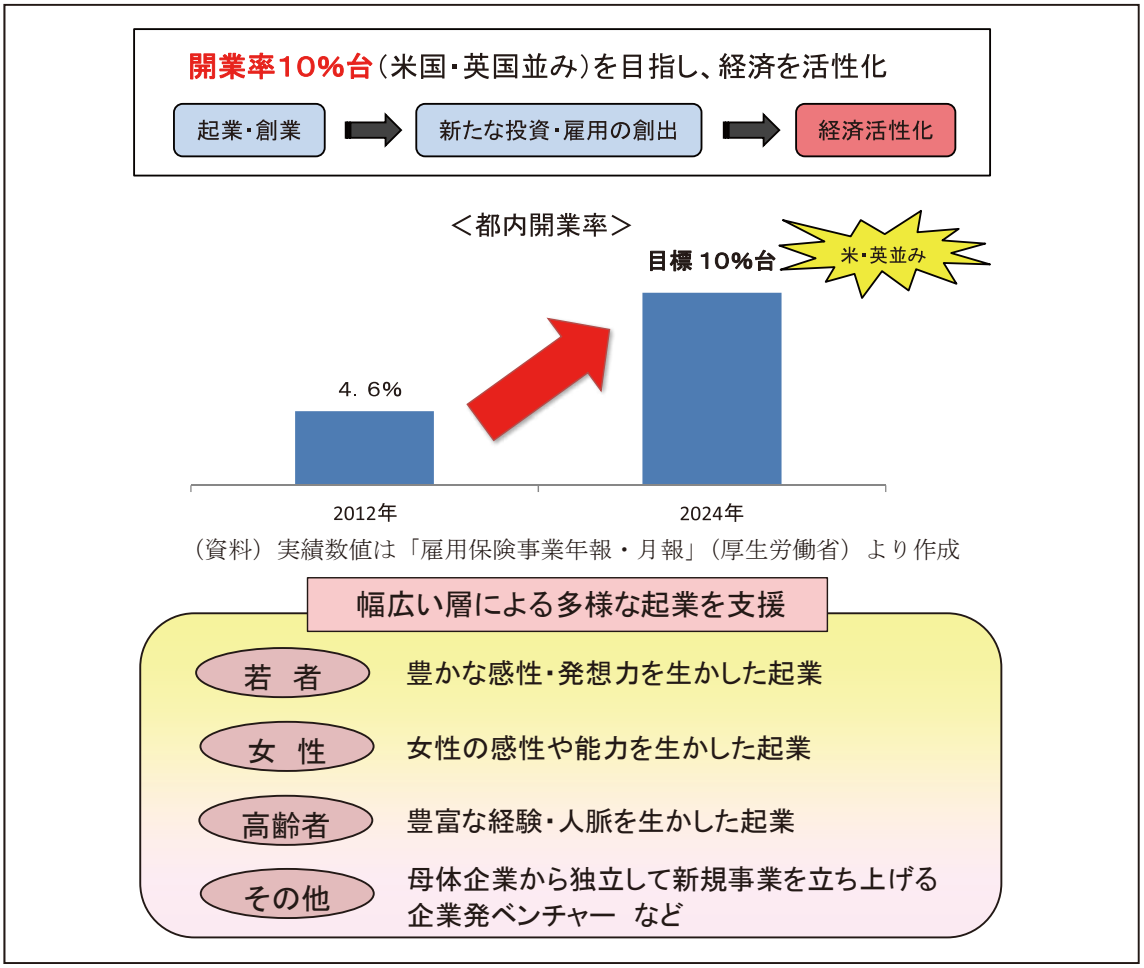

（注１）インキュベータ：起業家支援のための施設や仕組みを有する事業体
（注２）トウキョウＸ：東京都が作出した高品質系統豚
（注３）東京しゃも：東京都畜産試験場が開発したブランド鶏
（注４）ＩＣＴ：Information and Communications Technology の略。情報や通信に関連する技術の総称

都市戦略６　世界をリードするグローバル都市の実現

政策指針 16

都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　拠点駅の交通結節機能を強化することにより、多くの人々が快適に訪れることができるまちが創出されている。

○　市街地の再開発により、都心等の公共施設やまちの機能が一体的に再編・整備され、多様な都市機能が高密度に集積している。

○　臨海副都心において業務・商業集積が更に充実し、交通機能が強化されることにより、世界中から物・情報・技術が集まり、日本の経済成長を牽引する国際ビジネス拠点とＭＩＣＥ・国際観光拠点が形成されている。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■拠点駅の整備推進

◇拠点駅の交通結節機能の強化により、まちの利便性が向上

事　　項		目標年次	目標値
東京駅	丸の内駅前広場の整備	2017 年度	完了
渋谷駅	渋谷川の再生	2018 年度	完了
新宿駅	南口の基盤整備	2015 年度	完了
	東西自由通路の整備	2020 年度	完了
品川駅周辺	品川～田町間新駅	2020 年度	暫定開業

■都市再生の推進

◇市街地の再開発により、国際ビジネスや生活文化の発信拠点などに再生

事　　項		目標年次	目標値
都市の再生	渋谷地区（宮下町）	2016 年度	竣工・開業
	竹芝地区	2019 年度	竣工・開業

■臨海部の整備推進

◇臨海副都心の開発や豊洲新市場の開場などにより、ベイエリアの魅力が向上

事　　項		目標年次	目標値
臨海副都心	大型クルーズ客船ふ頭の整備（再掲）	2019 年	完了
	都心と臨海副都心の連絡強化（再掲）	2019 年度	BRT を中心とした中規模な公共交通の導入
豊洲	豊洲新市場の整備	2015 年度	完了
	千客万来施設の整備	2015 年度	完了
晴海	選手村の整備（再掲）	2020 年	完了

3　到達状況・課題

○　拠点駅の整備は着実に進んでいるものの、駅前広場等における歩行者動線の錯綜（さくそう）や周辺道路でのタクシー・観光バスの集中による渋滞の発生など、依然として安全性や利便性の面で課題を抱えている。

○　臨海部は臨海副都心開発を契機として基盤整備を進めてきたが、今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据えた更なる発展のため、交通機能の強化をはじめ、にぎわいの創出や観光資源の更なる充実が求められている。

4　政策の方向性

1　都心等における拠点機能の充実・強化

➢　東京駅、渋谷駅及び新宿駅においては、駅前広場の再編や自由通路の整備、周辺市街地の再編等を一体的に実施し、交通結節機能の強化を図るとともに、駅利用者及び来訪者の利便性・回遊性を向上

➢　品川駅においては、国内外への広域アクセスに優れた立地を生かし、都市開発を適切に誘導することにより、これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点にふさわしいまちづくりを推進

2　都市再生の推進

➢　有楽町地区については、民間開発との連携による旧都庁舎跡地を活用したまちづくりにより、有楽町駅周辺の機能更新を進め、公共空間の整備やＭＩＣＥ機能の充実などを図り、国際的なビジネス・都市観光拠点を形成

➢　渋谷地区（宮下町）については、世界に向けた生活文化やファッション産業等の発信拠点を形成し、竹芝地区については、東京の国際競争力の強化に資するコンテンツ産業のビジネス拠点を形成するなど、都有地を活用した「都市再

生ステップアップ・プロジェクト」(注1)を着実に推進

- 築地地区については、地域特性等を生かした市場移転後の土地利用の方向性及び土地活用方策を検討の上、具体化し、まちづくりを推進
- 神宮外苑地区については、整備計画等を定め、新たな魅力、にぎわい、風格を兼ね備えたスポーツクラスターを実現するまちづくりを推進
- 晴海地区については、民間事業者が持つ最新鋭の技術とノウハウが発揮できる制度の構築や、基盤整備と建築工事の一体施工などにより、選手村のレガシーとしてのまちづくりを推進（再掲：25 頁参照）

3　臨海副都心における魅力あるまちづくりを推進

- 臨海副都心を東京の競争力強化と日本の経済を牽引する国際的な戦略拠点に発展させていくため、2020 年大会後も視野に入れた将来ビジョンを策定
- 臨海副都心地区に大型クルーズ客船に対応可能な新たな客船ふ頭を完成させ、2020 年大会開催に向けて臨海副都心の魅力を向上（再掲：53 頁参照）
- 京浜三港や羽田空港を結ぶ国道 357 号東京港トンネルの整備促進や、環状２号線の開通、臨海副都心における自転車走行空間の充実など、臨海部における道路ネットワークの整備を推進（再掲：42 頁参照）
- 臨海副都心や豊洲新市場へのアクセスを充実するため、都心と臨海副都心を結ぶＢＲＴを中心とした中規模な公共交通を導入（再掲：46 頁参照）

4　豊洲新市場を完成させ新たなにぎわいを創出

- 首都圏の食を支える基幹市場として、高度な品質・衛生管理等を行う施設や効率的な物流システムを備え、多様化する消費者のニーズや環境負荷軽減にも対応した豊洲新市場を完成
- 築地にみられるにぎわいを継承・発展させるとともに、食の魅力を発信することで観光客を惹きつけ、豊洲ならではの活気やにぎわいを創出するため、市場施設の開場と併せて、「千客万来施設」を整備

有楽町地区のまちづくり

国際ビジネス・都市観光拠点の形成

●旧都庁舎跡地を活用したまちづくり事業
- 公共空間の整備、改善
- 民間開発との連携による新たなにぎわいの創出
- 国際競争力のある都心型ＭＩＣＥの環境整備

（注１）都市再生ステップアップ・プロジェクト：全庁的な取組の下、民間の資金力やノウハウを取り入れ、地区の特性に応じ複数の都有地を一体的に活用するとともに、周辺開発を誘発し、まちづくりを促進する事業

都市戦略６　世界をリードするグローバル都市の実現

政策指針 17

女性や若者、すべての人が活躍できる社会の実現

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　若者が職に就き、自らの能力を存分に発揮して活躍し、経済活性化の原動力となっている。

○　女性が働きやすい職場環境の整備やライフサイクル・キャリアに合った就業が進み、女性が社会で能力を発揮している。

○　働く意欲のある高齢者が、これまで培ってきた能力や経験を生かし、生涯現役で活躍している。

○　全ての学校で、保護者をはじめ、地域・関係機関等との連携により、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応が図られている。

○　地域の関係機関が連携して、様々な問題を抱える青少年を支援するためのネットワークが構築され、次代を担う全ての青少年がいきいきと社会に参加している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■若者が持てる能力を存分に発揮できるよう就業支援を促進

◇若者（うち 20～34 歳）の有業率（注１）の上昇…2022 年 81%（2012 年：78.2%）

事　　項	目標年次	目標値
都の支援による就職者（若者）	2024 年度	５万４千人

■Ｍ字カーブ（注２）の解消を目指し、女性の就業を積極的に促進

◇女性（うち 25～44 歳）の有業率の上昇…2022 年 75%（2012 年：71.3%）

◇女性の社会進出に伴う、保育ニーズ等の増加に対応できる環境を整備

事　　項	目標年次	目標値
都の支援による就職者（女性）	2024 年度	１万５千人
保育サービス利用児童数（再掲）	2017 年度末	約４万人分増※１ （2014 年４月 234,911 人）
就学前の児童をもつ父親の家事・育児時間の増加	2024 年度	３時間/日 （2013 年：77 分/日）

※１　現行の東京都保育計画（2010 年度から 2014 年度）における保育ニーズを基に概数を算出したもの。現在、区市町村の保育ニーズを調査しており、確定値については、最終報告で掲載

■高齢者の多様な就業ニーズに対応する支援を展開

◇高齢者（うち 60～69 歳）の有業率の上昇…2022 年 56%（2012 年：53.4%）

事　　項	目標年次	目標値
都の支援による就職者（高齢者）	2024 年度	２万４千人

■次代を担う青少年を学校・家庭・地域・社会で育てるネットワークを構築

◇いじめ・ひきこもり等、青少年が抱える問題の解決に向けた良好な環境の実現

事　　項		目標年次	目標値
いじめ問題等への対策強化（全公立学校）	スクールカウンセラーによる全員面接の実施率	2024 年度	毎年 100%実施
	いじめに関する授業の実施率	2024 年度	毎年 100%実施
	スクールソーシャルワーカーの配置	2020 年度	全区市町村
「子供・若者計画（仮称）」の策定		2024 年度	都内８割の自治体
ひきこもり等社会参加支援事業の拡大		2016 年度	20 団体（2013 年度比５割増）
非行少年立ち直り支援団体（NPO 法人等）の拡大		2024 年度	33 団体（2013 年度比５割増）
ネット・スマートフォン等に関する家庭・学校等のルールづくり		2024 年度	30 地区

３　到達状況・課題

○　若者については、就職先が決まらないまま学校を卒業・中退する者や正社員として働く機会がなく非正規雇用で働いている者などが依然として存在し、その状態のまま年齢を重ねる人も多い。

○　女性については、結婚・出産期にあたる年代で就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いており、社会での女性の活躍を促進するための更なる取組が求められている。

○　高齢者については、超高齢・人口減少社会の到来により、キャリアや能力・希望に合った働き方で活躍できる社会の実現が求められている。

○　公立学校及び私立学校における 2012 年度のいじめの認知件数は１万２千件を超えており、いじめはどの学校・子供にも起こり得る深刻な問題である。

○　インターネット社会の進展等に伴い、多様化・複雑化した青少年の問題にきめ細かく対応するための支援体制が十分に整備されていない。

4　政策の方向性

1　若者のキャリア形成と正規雇用化の促進

- 高校、大学などの教育機関と連携し、就業に向けた意識の醸成を促進するとともに、都内中小企業とも連携したインターンシップを推進することで、若者の適正な職業選択を支援
- 求人・求職ニーズのミスマッチ解消を図るとともに、将来の方向性が定まらない若者等が自身の適性に合った業種・職種を選択できるような支援を展開
- 未就職卒業者や非正規雇用で働く若者に対し、就職に必要となる実践的な就業スキルや能力を付与し、正規雇用化に向けたきめ細かな支援を実施

2　女性の多様な働き方を支援し、社会的活躍を促進

- 女性が働く分野の拡大や管理職登用の促進など、女性が能力を発揮できる職場環境づくりを推進するとともに、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進し、男女共に仕事と子育て・介護等を両立できる環境を整備
- 家庭と両立しながら再就職を目指す女性等の就業を促進するため、女性の再就職支援窓口において、就業相談から職業紹介までのワンストップサービスを展開
- 家事援助などの生活支援サービス分野をはじめ、女性の活躍が期待される分野への就業支援や、女性の感性を生かした起業・創業など多様な働き方を支援
- 区市町村やハローワーク等の関係機関と連携し、身近な地域や短時間での勤務など個々のニーズにマッチした働きやすい勤務形態など多様な就業を支援
- 女性の社会進出や、働き方の多様化等による更なる保育ニーズの増加に加え、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズの増加も見込まれるため、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供（再掲：70 頁参照）

3　高齢者の多様なニーズに対応する就業支援と就業機会の提供

- 生涯現役社会の実現に向けて、就業を希望する高齢者が 65 歳を超えても働くことができるように、多様な就業ニーズに即した支援を展開
- 家事援助や高齢者の生活支援など、地域の課題解決に高齢者の能力を最大限生かすため、各区市町村のシルバー人材センターとの連携を強化し、身近な地域での高齢者の社会参加を促進

4　青少年の健全育成

- いじめに関する授業等を通して、子供がいじめを見て見ぬふりをせず声をあげられるようにするとともに、スクールカウンセラーによる全員面接等により、いじめの早期発見、保護者や地域の相談機関等と連携した早期解決など総合的・組織的な対応を強化
- ひきこもり、ニートなど様々な問題を抱える子供・若者の就業・修学などの

社会参加を目的に、区市町村等の意見を踏まえて「東京都子供・若者計画（仮称）」を策定し、教育・福祉・保健医療・雇用などの関係団体が連携して、地域できめ細かな支援を行うネットワークを構築

- インターネットやスマートフォンなどに関する学校、家庭等のルールづくりを地域（青少年対策地区委員会等）（注３）と連携して実施し、地域社会全体で子供がルールを守る環境を整備
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を好機に、アスリートとの交流や青少年のスポーツ指導などを通じて、親や大人、次代を担う青少年にルール・マナーの大切さを伝え、「規範意識」や「おもてなしの心」を醸成

女性の社会的な活躍を促進

M字カーブの解消を目指し、女性の就業を積極的に促進

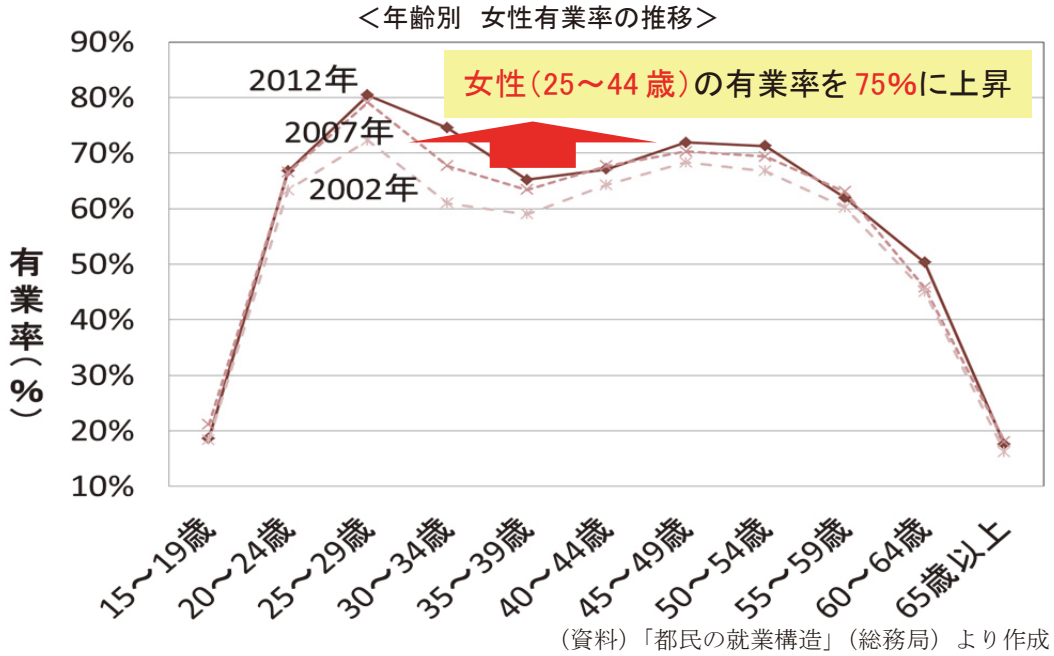

（資料）「都民の就業構造」（総務局）より作成

女性の多様な働き方を支援し、社会的な活躍を促進

- 女性の職域拡大、管理職登用の促進
- 企業におけるワーク･ライフ･バランスの推進
- 女性再就職支援窓口におけるワンストップサービスの展開
- 家事援助等の生活支援サービスの充実

（注１）有業率：15 歳以上人口に占める有業者（普段収入を得ることを目的として仕事をしている者）の割合

（注２）M字カーブ：15 歳以上の女性の有業率を年齢階層別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし 20 歳代後半、40 歳代後半が山になるM字の曲線

（注３）青少年対策地区委員会：中学校の通学区域単位等ごとに設置され、青少年に関わる社会環境の浄化や健全育成を目的とし、地域社会の力を結集して自主的な活動を行う地区組織

都市戦略６　世界をリードするグローバル都市の実現

政策指針 18

東京、そして日本を支える人材の育成

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　海外で通用する高い語学力と豊かな国際感覚を有し、日本人としての誇りを持って世界を舞台に活躍する人材が育成されている。

○　児童・生徒の学習意欲を高めるとともに学びの基礎・基本を徹底することにより、確かな学力の習得・向上が図られている。

○　児童・生徒の一人ひとりの基礎体力・運動能力が向上している。

○　成長段階に応じた系統的なキャリア教育の展開により、自らの力で未来を切り拓く自立した人材を輩出している。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■海外への関心を高め国際感覚豊かな若者を育成

◇世界で活躍するグローバル人材を育成する教育環境が実現

事　　項		目標年次	目標値
海外留学への支援	都立高校	2024 年度	2, 000 人
	私立高校	2024 年度	3, 000 人
	都立産業技術高等専門学校	2024 年度	500 人
	首都大学東京	2024 年度	2, 500 人
都立国際高校 IB（注１）コースから海外大学進学を目指す生徒のディプロマ（注２）取得率		2024 年度	毎年 100％達成
JET プログラム（注３）等による外国人指導者の活用		2024 年度	延べ 2, 000 人
公立中学・高校英語科教員の海外派遣者		2020 年度	840 名
オリンピック教育の推進		2020 年	全公立学校

■基礎・基本の徹底を通じた確かな学力の習得・向上

◇公立小中学生の学力調査（都・国）での下位層を全教科 30%未満まで減少

事　　項	目標年次	目標値
習熟度別授業等の展開	2024 年度	全公立小中学校
都立高校学力スタンダード（注４）の実施	2014 年度	全校実施
都立専門高校技能スタンダード（注５）の実施	2015 年度	全校実施

■基礎体力の向上

◇2019 年度に、児童・生徒の体力をピーク時である昭和 50 年代の水準まで回復

事　　項	目標年次	目標値
一校一取組運動やコオーディネーショントレーニング（注６）等の体力向上策を推進	2019 年度	全公立学校
オリンピック教育の推進	2020 年	全公立学校

■児童・生徒の職業観・勤労観を育成

◇自己の能力や適性を発揮し、社会の一員としての役割を果たしている

事　　項	目標年次	目標値
小中高を通じた系統的なキャリア教育の展開	2020 年度	全公立学校

３　到達状況・課題

○　中学・高校で６年間学んでも多くの生徒は「使える英語力」が身に付いていない。加えて、留学者も減少傾向にあるなど、日本の若者の内向き志向が指摘されている。

○　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、児童・生徒が運動やスポーツに親しむことに加え、世界の多様な価値観を学ぶ教育が不可欠である。

○　都独自の学力調査結果を分析し授業改善につなげるなど、公立小・中学生の学力を全国平均以上にまで引き上げてきたが、児童・生徒個々の習熟度には大きな差が見られる。

○　都立中学・高等学校では、都立学校ＩＣＴ計画によりパソコンや普通教室の校内ＬＡＮ等、ＩＣＴ環境の整備を進めてきた。しかし、小学校等を含めた公立学校全体でのＩＣＴ環境整備率は全国平均を下回っている。

○　体力向上の取組により、小学生の体力は全国平均レベルまで上昇した。しかし、中高生の体力は、運動する子供としない子供の二極化や、日常生活の身体活動量が減少するなど、依然として低い水準である。

○　全都立高校で教科「奉仕」を実施し、生徒の社会貢献活動への参加意欲、積極性や行動力を高めてきた。しかし、職業教育に重点を置く工業・商業等の専門高校に比較して普通科高校では、自己の生き方や将来の職業に対する意識を向上させる機会が不十分である。

4　政策の方向性

1　世界で通用する人材の育成

- 高い語学力を身に付け国際社会で活躍できる若者を世界に輩出するため、公立小・中・高校の各段階に応じ、少人数・習熟度別指導や都独自の英語教材の活用、英語を使用する体験学習の充実等により使える英語力を育成するなど、英語教育を改革
- 高校生をはじめとした若者の留学支援を充実するとともに、ＪＥＴプログラムで招へいした外国人指導者の活用等により学びの場を国際化するなど、国際貢献意欲が高く世界で活躍できる人材を育成
- 全ての児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割を認識・理解するため、全公立学校において都独自の補助教材を活用したオリンピック教育を推進し、平和な国際社会の実現に貢献していく人材を育成

2　学びの基礎を徹底

- 習熟度別授業等により全公立小中学校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導を展開し、学びの基礎を徹底するとともに、個々の能力や豊かな個性・創造力を最大限伸ばす教育を推進
- 公立学校におけるＩＣＴ環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高めるとともに情報活用能力を向上

3　健康で充実した生活を営むための体力向上

- 脳と身体を調整するコオーディネーショントレーニングを実施するなど、学校における体育・保健の授業を改善するとともに、地域社会における運動の場や機会を提供し、児童・生徒一人ひとりの運動意欲と体力を向上

4　キャリア教育の充実

- 小・中・高を通じた系統的なキャリア教育を展開し、望ましい社会性や勤労観・職業観を身に付け、働くことへの意識を向上
- 企業やＮＰＯ等が実施する体験型学習プログラムを全普通科高校に導入するなど、地域や社会の教育力を活用したキャリア教育を推進

全体の学力を底上げ

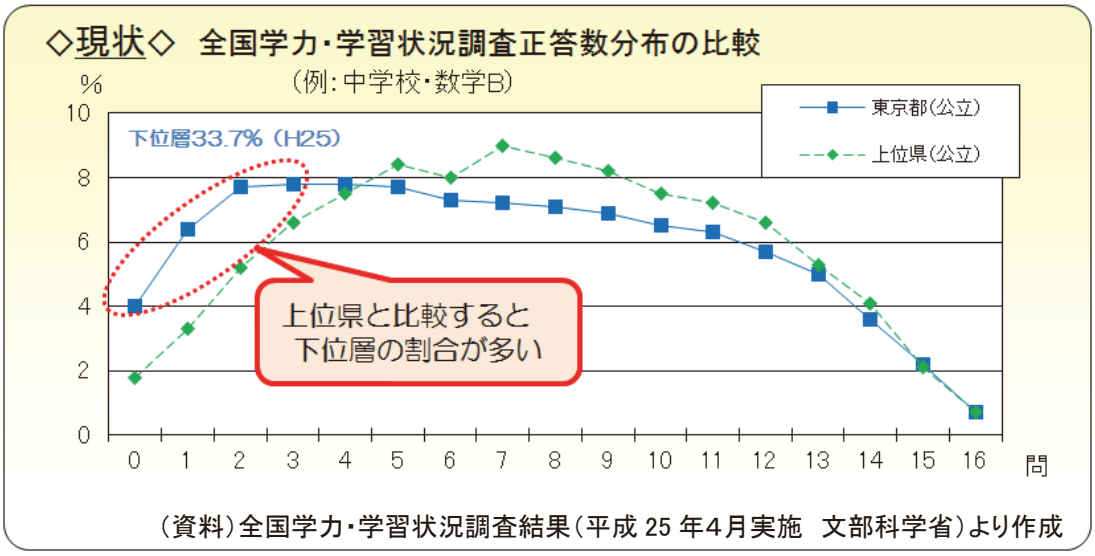

下位層の生徒を３０％未満に減らす

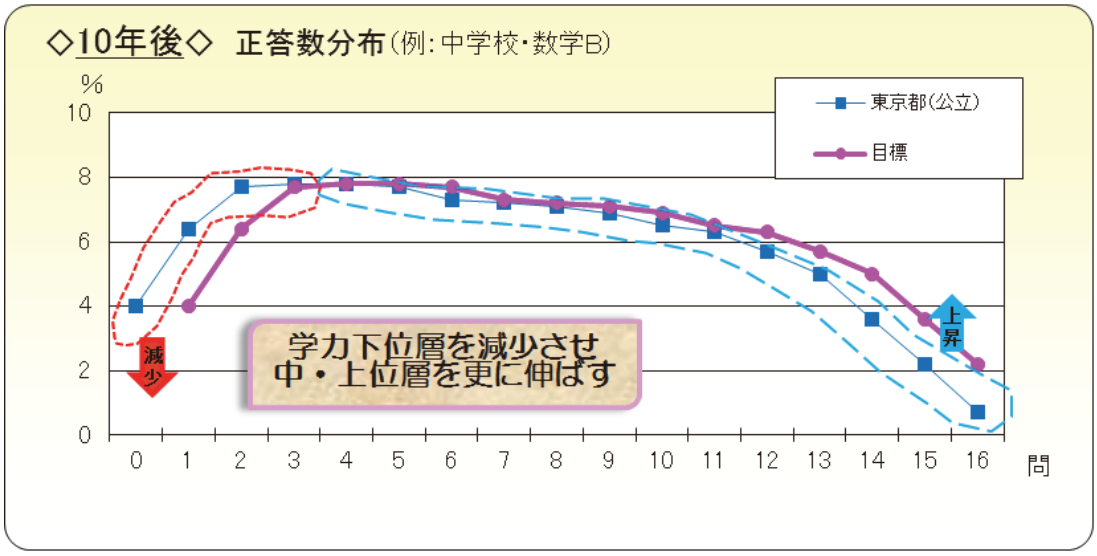

（注１）ＩＢ：「国際バカロレア」（International Baccalaureate）の略。各国の現地校等の卒業生に国際的に通用する大学入学資格を付与する仕組み。海外大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と，国際理解教育の促進に資することを目的としている。

（注２）ディプロマ：国際バカロレア機構からディプロマ・プログラムの認定を受けた学校等で学び、世界共通の統一試験に合格することにより取得できる海外大学進学資格（フルディプロマ）を指す。

（注３）ＪＥＴプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略

（注４）都立高校学力スタンダード：都立高校生の学力の定着と伸長を図るため、学習指導要領の内容・項目ごとに具体的な学習目標を示したもの

（注５）都立専門高校技能スタンダード：専門高校において生徒が身に付けるべき、農業、工業、商業等の専門分野に関する主な技術・技能の具体的な内容を記したもの

（注６）コオーディネーショントレーニング：脳・神経―筋をはじめとする運動の協応的機能を開発・改善することを目的としたもの

都市戦略６　世界をリードするグローバル都市の実現

政策指針 19

2020 年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　人類の平和の祭典である 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を通じて、世界中の都市との友好親善を深めている。

○　2020 年大会を契機に深まった海外都市との交流を継続的に推進・強化することで、東京を一段と魅力的な都市へ進化させ、都民生活の質の向上につなげるとともに、世界の発展にも寄与している。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■新たな都市外交を積極的に展開

◇幅広い都市交流の展開により、人的交流が拡大

事　　項	目標年次	目標値
都と海外都市間での職員等の往来	2024 年度	250 件（年間）

3　到達状況・課題

○　都は姉妹友好都市やアジア大都市ネットワーク 21（注 1）を通じて友好交流を深めるとともに、自らが持つ先進的な技術や施策を活用し世界の大都市、特にアジアの大都市に共通する課題の解決に取り組むなど国際的に貢献してきた。

○　人類の平和の祭典であるオリンピック・パラリンピックの成功のため、2020 年に向けて各国・各都市との信頼関係をより一層深めていくことが必須である。

○　東京の持つノウハウの提供とともに、海外大都市の先進事例を学び、相互協力していくことを通じて、都民生活をより豊かにするとともに、世界の更なる発展に貢献することが重要である。

○　外国企業の東京進出や都内中小企業の海外展開などの経済交流を促進するとともに、文化や芸術のあふれるまちの形成やその魅力の発信による外国人旅行者の呼び込みなど、東京の発展に寄与していく都市外交の展開が不可欠である。

４　政策の方向性

１　2020 年大会を見据えた新たな都市外交の構築

➢　開催まで６年を切るなか、都市外交を効率的かつ戦略的に進めて最大限の効果をあげるべく、新たな都市外交の基本戦略を策定し、外交政策を再構築

２　東京を世界一に引き上げる都市外交の推進

➢　2020 年大会の成功と世界一の都市・東京の実現に寄与すると同時に、都民生活の質の向上や世界の都市の発展に役立つ、双方がｗｉｎ－ｗｉｎの関係となる都市外交を強力に展開

2020 年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進

＜従来の取組＞

姉妹友好都市やアジア大都市ネットワーク 21 を通じた友好交流、共通の課題解決

↓

＜今後の取組＞

新たな都市外交の基本戦略を策定

↓

海外都市の先進事例の習得、相互協力、交流の拡大、東京の魅力の発信等を通じた都市外交の展開

↓

オリンピック・パラリンピックの成功、東京の発展に寄与

（注１）アジア大都市ネットワーク 21：アジアの発展を目的とし、13 の大都市で構成する都市間ネットワーク

20XX 年　東京はこんな街

発展を続け、全ての人が豊かな生活を送ることが可能となっている、理想的な都市の姿を描いてみました。

都市再生が進んだ魅力あふれる東京

○　東京が世界の都市間競争に打ち勝つためには、官民が協力して都心のまちづくりに取り組み、海外からのビジネスパーソン・企業や観光客を呼び込むことができる魅力ある都市空間を形成していかなければなりません。

【多様な都市機能の充実】

◇　都市再生により、都心の各地で、国際機関の会議など（ＭＩＣＥ）の誘致が進み、国際ビジネスや観光等の都市機能が更に充実しています。

◇　東京を訪れる多くの人々が、緑豊かな美しくゆとりある都市空間の中で、ペデストリアンデッキなどを利用して、安全・快適にまち歩きやショッピング・娯楽を楽しんでいます。

◇　また、例えばロンドンのように、駅に近接するバスターミナルから観光バスや長距離バスを利用して歴史・文化施設などを巡ったり、全国各地へ移動しやすい環境が整っています。

官民が連携したハード・ソフト両面からのまちづくりにより、
世界各国の人々が集うビジネス・観光都市に！

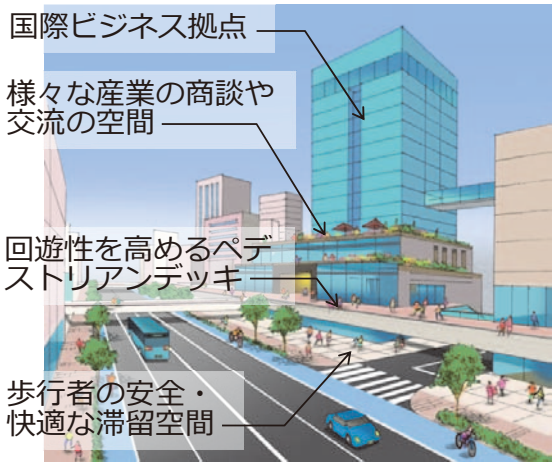

都市再生のイメージ

ロンドンのヴィクトリア駅に近接するバスターミナル

都市戦略７

豊かな環境や充実したインフラを
次世代に引き継ぐ都市の実現

都市戦略７　豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針 20

スマートエネルギー都市の創造

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　都内における省エネルギーの更なる進展、エネルギーマネジメントの普及により、エネルギー消費量が継続して減少している。

○　再生可能エネルギーの導入が拡大し、都市活動を支える主要なエネルギーとして活用されている。

○　地域のエネルギーネットワークが形成され、熱・電気の建物間融通などによるエネルギー利用の効率化が進展し、防災力も向上している。

○　水素社会の実現に向けて、水素活用の技術開発が進み、燃料電池（注１）車や水素ステーション、家庭用燃料電池などの普及が拡大している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■都市のスマートエネルギー化の推進

◇エネルギー消費量を 2020 年までに 2000 年比で 20%削減

◇再生可能エネルギーによる電力利用割合を 20%に拡大

事　　項	目標年次	目標値
キャップ&トレード制度（注２）における第２計画期間の温室効果ガス削減義務率	2015 年度～2019 年度	17%又は 15%
都有施設への太陽光発電導入	2019 年度	約２万 kW（2013 年度比約２倍）
業務用コージェネレーションシステム（注３）の導入	2024 年度	60 万 kW（2012 年度比約２倍）

■水素社会の実現に向けた取組の推進

◇水素の製造から利用までの課題が解決し、水素を活用した取組が本格化

事　　項	目標年次	目標値
都内の燃料電池車普及台数	※１	
都内の水素ステーション整備箇所数		
都内の家庭用燃料電池普及台数		

※１　「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」での中間報告を受けて、目標年次と目標値については、最終報告で掲載

3　到達状況・課題

○　都内では 2000 年度をピークとして、着実にエネルギー消費量を削減してきた。一方、分野別にみると産業・業務・家庭・運輸のうち、家庭部門のみが 2012 年度実績で 2000 年度に比べて増加している。

○　都は太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進してきたが、都内電力使用量に占める再生可能エネルギー電力の利用割合は 2013 年度末で約６％である。導入拡大には、地価の高さやスペースの確保といった課題がある。

○　エネルギー利用を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入により、家庭や業務ビルなどのスマート化の取組は広がってきたが、街区を越えた地域全体でのスマート化については、その導入は一部にとどまる。

○　次世代エネルギーとして水素が注目され、官民一体で導入に向けた取組が始まっているが、普及拡大に向けては、燃料電池車や水素ステーションなどの導入コストや、水素の生産供給体制の整備などが課題となっている。

4　政策の方向性

1　スマートエネルギー化の推進

➢　大規模事業所を対象としたキャップ＆トレード制度により、先進的な技術の普及等を通じた省エネルギー化の促進を図り、温室効果ガスの大幅削減に貢献

➢　中小規模事業所や住宅などにおける省エネルギー化の取組を促進するため、設備の導入を支援、省エネ診断や省エネアドバイスを活用

➢　省エネルギー性能の高いビルが、テナントや入居希望者から選択されるよう、ベンチマークなどを通じた「見える化」により取組が評価されるなど、建物賃貸市場に反映される仕組みを構築

➢　新築建築物の環境性能の向上に寄与してきた東京都建築物環境計画書制度（注4）を活用し、事業所等のＺＥＢ（注5）化を推進

➢　エネルギーマネジメントシステムの導入促進により、マンションや戸建住宅など、家庭部門におけるエネルギー利用の最適化とともに、業務ビル集積地域ではエリア単位の熱・電気の融通により効率的なエネルギー管理を推進

➢　発電と熱供給を同時に行うコージェネレーションシステムの導入支援によりエネルギー利用の高効率化を図るとともに、自立分散型の発電設備として災害時の電源確保を可能にして、都市の防災力を強化

➢　都有施設の新築・改修では、2014 年度に改正した省エネ・再エネ東京仕様（注6）により、エネルギー使用量を１割削減するとともに、再生可能エネルギーも可能な限り導入を図ることを定め、東京都建築物環境計画書制度のエネルギー使用の合理化分野で最高評価の段階３を達成

➢　多くのエネルギーを使用している水道局と下水道局では、それぞれ「東京水道エネルギー効率化 10 年プラン」と「下水道事業におけるエネルギー基本計画・スマートプラン 2014」を策定、浄水・送配水過程や水処理過程などの更なる省エネルギー化を推進

2　再生可能エネルギー導入の拡大

- 都内における導入については、既存建築物の屋上や駐車場の上部などの未利用スペースを利用した太陽光発電や太陽熱利用、年間を通じて温度がおおむね一定で安定した熱源として活用できる地中熱の利用、食品廃棄物等の都市型バイオマスの活用など、都のポテンシャルを最大限活用
- 都と民間が共同で出資した再生可能エネルギーの拡大を目的としたファンドなどを通じ、都内外の発電施設の設置を促進
- 都内の建物への太陽光発電システムや太陽熱利用システムの普及を促進するため、東京ソーラー屋根台帳（注７）を活用
- 都の所有する建物の屋上や敷地を活用した太陽光発電、上下水道施設の水路の高低差を利用した小水力発電など、都が率先して再生可能エネルギーを導入
- 下水汚泥焼却時の低温域の廃熱を活用した新たな発電や、下水の持つ熱エネルギーの冷暖房利用などを推進

＜大規模太陽光発電（朝霞浄水場）＞

＜小水力発電（森ヶ崎水再生センター）＞

3　水素エネルギーの活用拡大

- 都内における燃料電池車の普及促進を図るとともに、燃料電池車の普及拡大のために不可欠である水素ステーションについて、スペースの確保といった課題を解決しながら整備を促進
- 低価格化や設置スペース縮減などの技術開発が進む家庭用燃料電池の普及を促進
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における水素エネルギーの活用を通じて、水素社会の都市モデルを提示し、先進的な技術を世界へアピール

＜燃料電池車（FCV）＞

（写真提供）トヨタ自動車株式会社

＜家庭用燃料電池＞

（写真提供）東京ガス株式会社

スマートエネルギー都市イメージ図

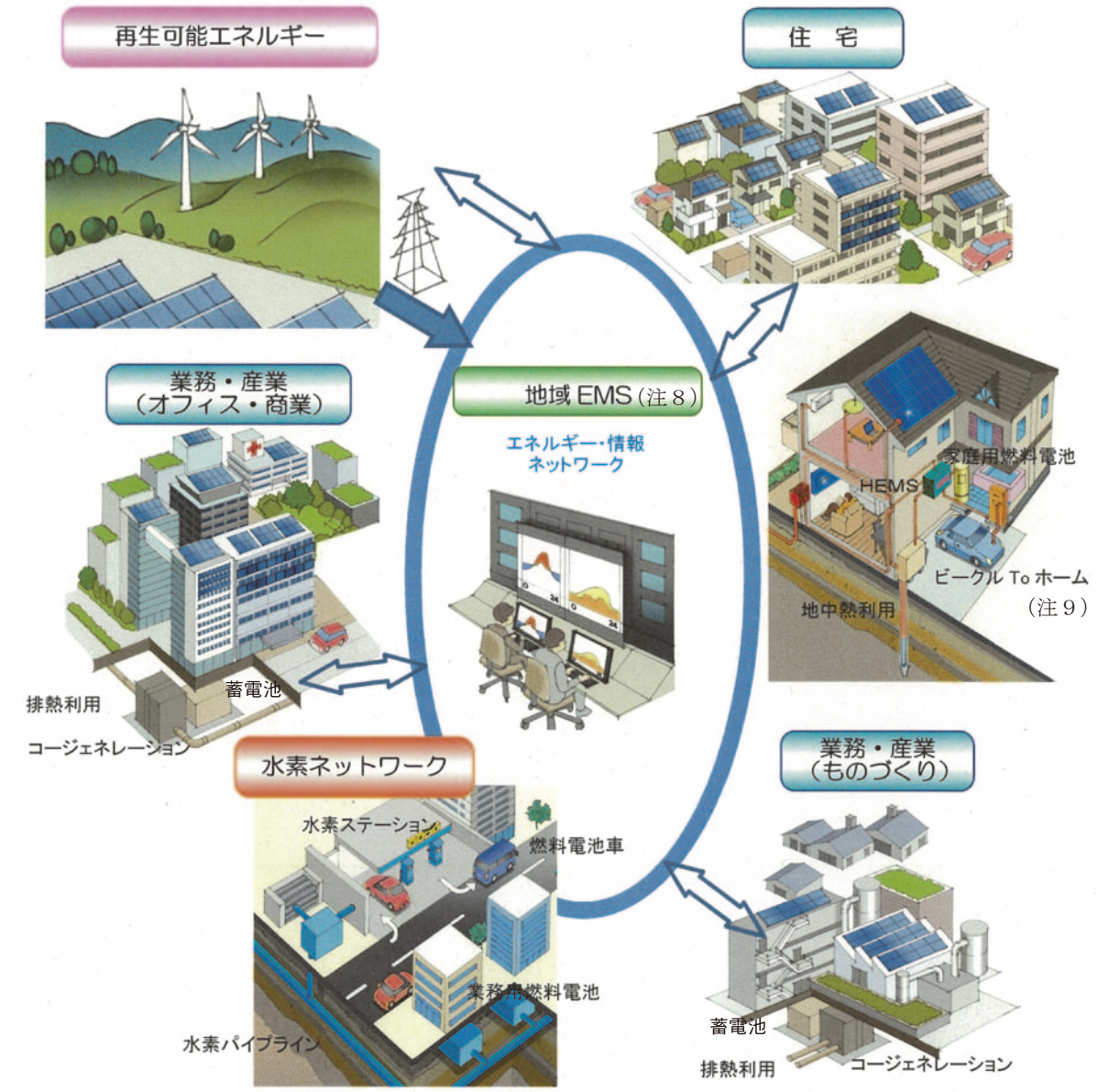

（注１）燃料電池：燃料電池は、水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステムで、反応時に水しか排出しないためクリーンである。発電の際に発生する熱も給湯などに利用できるので高効率。燃料の水素は都市ガスを改質するなどして得る。

（注２）キャップ＆トレード制度：個々の事業所等に温室効果ガスの排出量の上限を定めて、排出削減の確実な実施を担保するとともに、その過不足を取引によって移転又は獲得することを認める制度

（注３）コージェネレーションシステム：発電とともに、発生した熱を冷暖房や給湯などに有効利用するシステム。70～80％に達する高いエネルギー利用効率を実現

（注４）東京都建築物環境計画書制度：一定規模の建築物の新築・増改築時に、建築主に省エネ対策等の環境配慮への取組と評価を記載した計画書の提出を義務付ける制度。環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ることなどが制度の目的

（注５）ＺＥＢ：ゼロ・エネルギー・ビルの略。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネ性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロ又はおおむねゼロとなる建築物

（注６）省エネ・再エネ東京仕様：都有建築物の改築等にあたり、導入検討すべき省エネ・再エネ技術を基準化したもの。平成 26 年 6 月に改正

（注７）東京ソーラー屋根台帳：建物の屋根ごとに日陰等の影響も考慮して太陽エネルギーの導入ポテンシャルを試算し、太陽光発電や太陽熱利用システム設置の適合度を表示するウェブマップシステム

（注８）ＥＭＳ：エネルギー・マネジメント・システムの略。建物や地域でのエネルギー使用等を最適に管理・制御するシステム。ＨＥＭＳの頭文字ＨはＨｏｍｅ（家庭の）という意味

（注９）ビークルＴｏホーム：電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車などと住宅の間で電力を融通しあうシステム

都市戦略７　豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針 21

水や緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　水質改善の進んだ川や海で水に親しむ都民が増えるとともに、水の都東京の魅力がより一層高まっている。

○　様々な主体による連携のもと、緑の保全・創出や生態系に配慮した取組が広がり、都市の発展と自然が調和した緑豊かで潤いある都市が実現している。

○　ＰＭ2.5（注１）の環境基準達成やヒートアイランド現象の緩和により、更に澄んだ青空の下で都民が快適に生活できる環境が実現している。

○　東京の活力と国際競争力の維持・発展に不可欠な「持続可能な資源利用」に多くの企業等が取り組む都市が実現している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■身近な水辺の潤いの回復や安定した水道水源の確保

◇雨天時における区部の下水放流について回数を削減かつ水質を改善

（貯留施設の整備地点における放流回数を７割削減）

（ＢＯＤ（注２）を 40mg/L 以下に抑制し、2024 年度の新基準（注３）に対応）

◇民間と協働した新たな清流復活により渋谷川の潤いを拡張

◇水道水の水源確保率及びおいしさに関する水質目標を 100%達成

事　　項	目標年次	目標値
降雨初期の下水を貯留する施設の増強	2023 年度	170 万 m^3 まで
雨天時下水の高速ろ過施設の整備	2019 年度	合流式の水再生センター全 11 か所（区部）
下水の高度処理施設等の整備	2024 年度	処理能力を 2.6 倍に増強（2013 年度比）
渋谷川の清流復活（再掲）	2018 年度	拡張工事の完成
八ッ場ダムの建設	2019 年度	完成
残留塩素目標達成率	2016 年度	100%

■自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築

◇緑の保全・創出を進め、多様な生物と共生した潤いある生活を次世代に継承

事　　項	目標年次	目標値
緑の保全・確保	2019 年度	300ha
都市公園・緑地の整備着手	2024 年度	520ha

都立公園の開園		2024 年度	170ha
水辺の緑化	海上公園開園	2024 年度	47ha
	海の森開園	2024 年度	50ha
	河川緑化	2024 年度	30ha
生態系に配慮した公園整備	都立公園	2023 年度	31 か所
	干潟・海浜	2024 年度	４か所
動植物園での生物多様性保全の推進		2024 年度	５園
保全地域における希少種対策の強化		2024 年度	全地域

■大気環境の更なる改善や資源循環の推進

◇PM2.5 の環境基準達成率を 100%に、光化学スモッグ注意報発令を０日に改善

◇都内で発生する廃棄物の最終処分量を 19%削減（2012 年度比）

事　　項		目標年次	目標値
豊洲新市場の排ガス対策	場内運搬車両の電動化率	開場時	100%

3　到達状況・課題

○　都内の河川では下水道整備の進展に伴い大幅に水質が改善されたが、降雨時には合流式下水道から汚れた下水の一部が流入したり、川底に堆積した窒素やりんが赤潮発生の要因となるなど、天候や季節によって水質が悪化する。

○　近年、利根川水系では３年に１回程度の取水制限が行われるなど、都内の水需要に対応する水源が十分に確保されていない。

○　自然豊かな都市の実現に向け、残された緑の保全や新たな緑の創出を進めてきたが、開発や相続などに伴う緑の減少は続いている。また、生態系に配慮した緑化も十分に進んでいない。

○　大気環境は都のディーゼル車規制を機に大幅に改善し、多くの項目で環境基準をおおむね達成したが、ＰM2.5 や光化学オキシダントは低い達成率である。

4　政策の方向性

1　下水道対策や汚泥しゅんせつの推進により快適な水辺を創出

➢　区部では、合流式下水道での貯留施設等の整備を進め、雨天時における下水の放流回数を減らすとともに放流水質を改善し、川や海の水質悪化を抑制

➢　多摩地域の合流式下水道では、雨天時放流水の汚濁を降雨の影響が少ない分流式下水道と同程度まで削減するための改善計画を関係市とも連携して策定。長期的には、区部・多摩地域ともに放流水質を分流式下水道と同程度まで改善

➢　流れの少ない河川区域や運河等において、底泥のしゅんせつや定期的な水面清掃などを進めることにより、赤潮や悪臭の発生及び浮遊ごみを低減

2　水循環マスタープラン（注４）に基づき東京の健全な水循環を回復

- 下水再生水を活用し河川水量を回復する清流復活事業を展開している渋谷川では、民間と連携して再生水の放流地点を移設することにより、上流部に新たなせせらぎの空間を創出
- 八ッ場ダムの完成や水源林の保全などにより渇水対応力を向上させるとともに、残留塩素の低減に向け浄水場から蛇口までの総合的な対策を推進することにより、更に安全でおいしくなった水道水を将来にわたって安定的に供給

3　自然環境の保全・創出により自然豊かな都市環境を次世代に継承

- 残された貴重な緑を保全するため「緑確保の総合的な方針」（注５）の改定により、保全すべき緑や地域を明らかにし、区市町村と連携して民有地の緑を確保
- 都民が自然と親しむ機会を増大させるため、2024 年度までに 520ha の都市公園・緑地を整備着手するとともに、海の森をはじめ海上公園の整備など水辺空間の緑化を促進し、水と緑のネットワークを形成
- 公園や街路樹の質を向上させるため、現存する樹木・樹林等の維持や管理、再生を進めるとともに、時代のニーズに合わせ、都民に親しまれる都立公園の整備に向けた全体整備計画を策定

4　生物多様性保全に向けた環境整備とすそ野の拡大

- 生態系に配慮した手法による都立公園の維持・管理、干潟・海浜整備を進め、都市空間で生きものの安定的な生息・生育環境を創出するとともに、創出された質の高い自然環境を都民がふれあい、学習できる場としても活用
- 多くの都民が訪れる動植物園の持つ環境学習機能を強化。また、企業をはじめ多様な主体への働きかけを行い、生物多様性保全の気運を醸成
- 小笠原諸島における固有種保全対策を継続するとともに、本土部の全保全地域で希少種の保全を強化

5　大気環境や熱環境の改善により快適性を向上

- 低ＶＯＣ資材の利用促進や燃料電池車をはじめ低公害車の普及拡大により、大気環境を更に改善。また、様々な主体と連携し、ヒートアイランド現象の対応策を推進
- 都の物流拠点である東京港や豊洲新市場において、排ガスを削減する取組を展開し、周辺地域の大気環境の向上に貢献

6　持続可能な資源循環型都市を構築

- 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり等、廃棄物の３Ｒ・資源ロスの最小化・エコマテリアル（注６）の活用などの事業者等の持続可能な資源利用の取組を推進

水と緑のネットワークの構築

（注１）ＰＭ2.5：大気中の粒子状物質のうち、粒径 2.5μｍ以下のもの。呼吸器系等への影響が懸念される。
（注２）ＢＯＤ：微生物が水中の有機物等を分解するのに要する酸素量。河川の有機汚濁の大きさを示す指標
（注３）新基準：2024 年度から強化される下水道法施行令の雨天時放流水質の基準
（注４）水循環マスタープラン：水に係る施策を水循環の視点から総合的、体系的、効率的に推進し、東京における望ましい水循環の形成を図っていくためのマスタープラン
（注５）緑確保の総合的な方針：10 年間で確保する緑や、まちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示するため、都が区市町村と合同で策定した方針
（注６）エコマテリアル：資源採取から製造、使用、廃棄までのライフサイクル全般を通じて、人に優しく、環境負荷が小さく、特性・機能も優れた材料のこと。各種エコ商品等に活用されている。

都市戦略７　豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針 22

都市インフラの安全性を高め、安心できる社会の確立

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　戦略的な維持管理と計画的な更新により都市インフラがリニューアルされ、50 年先、100 年先の東京の経済・社会を支えていく良質な社会資本ストックとして次世代に継承されている。

○　都市インフラの長寿命化や大規模施設の更新に併せて、都市機能のレベルアップや都市環境の改善がなされ、都民が安全で快適に暮らせる社会が実現している。

○　成熟した都市である東京が維持管理・更新に持続的に取り組み、技術やノウハウを更に進化させ、都が培った取組を新たな東京モデルとして他自治体や海外に提供している。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■都市インフラの予防保全型管理

◇道路や上下水道の予防保全型管理により、都民生活の安全性や快適性が向上

事　　項		目標年次	目標値
橋りょうの長寿命化対策	長寿命化対策に着手する橋りょう数	2024 年度	160 橋（累計）
	隅田川に架かる著名橋の長寿命化対策	2020 年度	11 橋完了
トンネルの予防保全型管理	補強・補修が必要なトンネル	2024 年度	26 トンネルの対策完了
下水道管の再構築	整備年代の古い都心４処理区	2029 年度	100％完了
大規模浄水場の更新（代替浄水施設の整備）	東村山浄水場	2021 年度	境浄水場に整備完了
	金町浄水場	2023 年度	三郷浄水場に整備完了
	小作浄水場	2022 年度	上流部浄水場（仮称）に整備完了

3　到達状況・課題

○　橋りょうや上下水道の長寿命化対策など、都市インフラの予防保全型管理に取り組んできた。今後、急増する都市インフラの更新需要に対応するため、更なる取組が求められている。

○　多様化、高度化する社会ニーズに対応するためには、計画的な維持管理により都市インフラの機能を確実に発揮させるとともに、更なるレベルアップに取り組むことが求められている。

＜下水道管の再構築
（再構築エリアと平均経過年数）＞

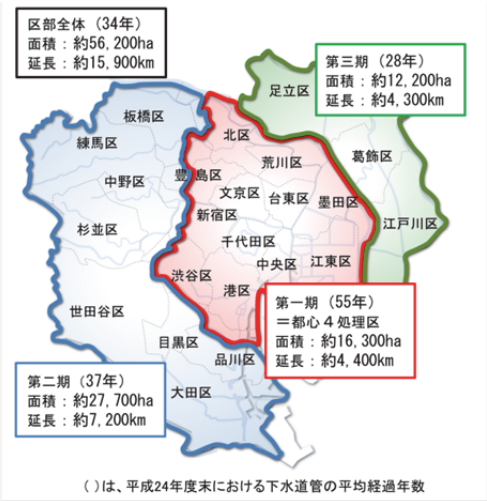

4　政策の方向性

1　都市インフラの予防保全型管理や大規模施設の計画的な更新

➢　橋りょうの長寿命化や下水道管の再構築などを着実に推進するとともに、道路トンネルや地下調節池、港湾施設などで予防保全型管理の取組を拡大・加速

➢　建設から 50 年を経過した首都高速１号羽田線の大規模更新をはじめとする老朽化対策に着手し、東京の大動脈である首都高速道路の安全性を維持・向上

➢　昭和 30～40 年代に整備された東村山、金町、小作の大規模浄水場の更新に備え、低下する能力を補うための代替浄水施設をあらかじめ整備

＜橋りょうの長寿命化対策
（吾妻橋　橋脚の補強）＞

2　先端技術の活用や都の有する技術力により予防保全型管理を充実

➢　トンネルの背面など目視が困難な場所での点検の機械化や、高い耐久性が期待できる素材や構造など、長寿命化対策を支える新技術・新工法の導入

3　都市インフラの整備や更新に併せて都市機能の向上や環境を改善

➢　管路の二重化、ネットワーク化等により、上下水道施設の更新等を計画的に実施するとともにバックアップ機能を強化

都市戦略７　豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針 23

東京の再生を支える地域の創造

１　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、拠点的な市街地を再構築することにより、駅などを中心に都市機能を一層集積させた集約型地域構造への再編が進んでいる。

○　多摩ニュータウンでは、住宅団地再生が一部で実現するなど、多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちへの再生が進んでいる。

○　既存住宅ストックの適切な維持、活用、更新等が行われ、将来世代に質の高い住宅ストックが引き継がれるとともに、良質な居住環境が整っている。

２　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■多摩ニュータウンの再生

◇多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちを実現

事　　項	目標年次	目標値
都営住宅の建替え	2020 年度	一部竣工

■住宅ストックの活用・再生

◇質の高い住宅ストックの形成により良質な居住環境を創出

事　　項	目標年次	目標値
新築住宅における長期優良住宅の割合	2020 年度	20%
既存住宅取得率（注１）	2020 年度	50%

３　到達状況・課題

○　既成市街地における拠点などを中心に都市づくりを積極的に展開して、居住の集積を進めつつ、これに必要な都市機能を集約的に立地させることにより、集約型地域構造へと再編し、より暮らしやすい市街地の形成を図る必要がある。

○　都は計画的な住宅団地再生を図るための「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン（2012 年６月）」を策定し、また、諏訪二丁目住宅の建替えが完了したところであるが、今後、老朽化した都営住宅の建替えなど、多摩ニュータウン再生に向けた更なる取組が求められている。

４　政策の方向性

１　集約型地域構造への再編

➢　集約型地域構造の実現に向け、地域特性に応じた拠点を位置付け、民間、区

市町村と連携して、まちづくりを積極的に展開（再掲：46 頁参照）

- 拠点の形成を誘導するため、医療・保育施設や商業施設等の育成用途の導入などの考え方を示した都市開発諸制度の活用方針等を改定し、地域の特性に応じて活用

2　多摩ニュータウンの再生

- リニア中央新幹線開通を見据え、広域幹線道路となる南多摩尾根幹線を早期に整備し、当該路線と連動した商業用途への土地利用転換を誘導
- 関係自治体を技術的に支援するとともに、都営住宅の建替えによるバリアフリー化などの居住の水準向上に取り組むなど、多摩ニュータウンの再生を推進
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に来訪する国内外の人々に、ニュータウン再生の多面的な取組（団地建替、基盤整備等）をまち再生の先進モデルとして広く発信することで、各国におけるニュータウン再生に生かしていくとともに、多摩ニュータウンの再生を促進

3　住宅ストックの活用・再生

- 良質なマンションストックの形成に向けた適正な管理の推進と併せて、区分所有者が建物の状況等に応じて建替えや改修など適切な手法を選択できるよう、技術的な支援等を実施
- 新築住宅における長期優良住宅（注２）認定制度の普及や既存住宅のリフォーム等を推進し、良好な住宅ストックを形成するとともに既存住宅の流通を促進
- 老朽化が進む都営住宅等を建て替えるとともに、高層化・集約化に伴い創出された用地を活用しつつ、立地特性を考慮したまちづくりにより、良質な居住環境を創出

都市構造の誘導による再生のイメージ

（注１）既存住宅取得率：年間の居住用住宅取得（持家）戸数に占める中古住宅購入及び相続・贈与による取得戸数の割合

（注２）長期優良住宅：長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、所管行政庁により認定される住宅で、劣化対策、耐震性、可変性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅

20XX 年　東京はこんな街

発展を続け、全ての人が豊かな生活を送ることが可能となっている、理想的な都市の姿を描いてみました。

水素社会の実現

○　次世代の主要なエネルギー源として期待される水素は様々な方法で作ることができます。たとえば、水を電気分解するだけでも作れます。

○　水素は燃料電池での化学反応などにより電気エネルギーに変換することが可能です。さらに、電気エネルギーでは難しい大量貯蔵や長距離輸送ができます。

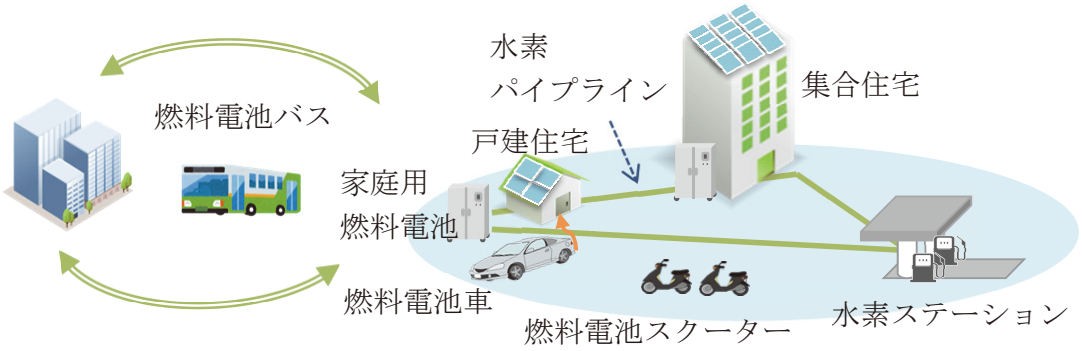

【燃料電池車が普及すると･･･】

◇　都内を走行する乗用車やバスが、使用時に水しか排出しない燃料電池車などの無公害車になり、更に大気の澄んだ自動車公害ゼロのまちになります。

◇　もし停電になっても、燃料電池車を非常用電源として利用することで、家庭では１週間ほど電気が使えます。

【家庭生活では･･･】

◇　家庭でも燃料電池により発電ができます。発電時に発生する熱はお風呂の給湯などに利用でき、エネルギー使用の無駄を抑え賢い省エネにつながります。

【さらに水素社会が進めば･･･】

◇　今はタンクローリー車で運んだり、都市ガスなどから作って利用する水素ですが、需要の拡大などで水素パイプラインが通れば、より便利に水素を利用できます。

◇　風力発電や太陽光発電により生み出された電気で水素を作れば、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を一切出さない究極のクリーンエネルギーとなります。

東京は世界一環境負荷の少ない都市として、先導的に水素社会を実現

都市戦略８

多摩・島しょの振興

都市戦略８　多摩・島しょの振興

政策指針 24

多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　多摩ニュータウンの住宅団地再生をはじめ、多摩地域の核都市など複数の生活拠点で、地域特性に応じた機能集積と公共交通の利便性向上が図られている。

○　幹線道路等の整備が進み、利便性が向上するとともに、災害時の物流や交通が確保されている。

○　広域的な道路ネットワークの整備が進み、物流拠点や産業の集積化が図られ、蓄積された高度な技術基盤を基に、産業が活性化している。

○　土砂災害警戒区域等の指定が進み、市町村による避難体制が整備されるなど土砂災害への備えが整い、地域の防災力が向上している。

○　島しょ地域では、地震・津波や土砂災害への対策が進み、安全なまちが実現している。

○　福祉や医療、文化、スポーツなど様々な分野のサービスが拡充することで、生活環境が一層向上している。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■機能強化と生活環境の改善につながる都市インフラなどの整備と再生を推進

◇多摩ニュータウンの再生が推進され住み続けられる持続可能なまちが実現

事　　項	目標年次	目標値
都営住宅の建替え（再掲）	2020 年度	一部竣工

◇居住の集積や都市機能の集約的な立地により、活力と快適な都市生活を確保

事　　項	目標年次	目標値
核都市（注１）等 10 地区の整備	2020 年度	完成

◇人や物の流れを支える交通インフラの整備が進展

事　　項		目標年次	目標値
三環状道路の整備（再掲）	圏央道	2020 年	おおむね開通
	圏央道内側エリアの高速道路料金体系	2016 年	シームレスな料金体系の構築
幹線道路ネットワークの形成（再掲）	多摩南北道路	2024 年度	おおむね完成
	多摩東西道路	2024 年度	約８割完成

■多摩・島しょ地域の特性を踏まえた防災対策の強化

◇地域の防災力が向上し、安心で安全なまちが実現

事　　項		目標年次	目標値
土砂災害警戒区域等の指定（都内全域）（再掲）		2020 年度	約１万５千か所完了
地震・津波対策（島しょ）（再掲）	津波避難施設の整備	2024 年度	９港で完了
	堤防のかさ上げ整備	2020 年度	22 海岸で完了
	緊急輸送用岸壁の整備	2024 年度	６港で完了
土砂災害対策（大島）（再掲）	土砂災害警戒区域等の指定	2015 年度	完了
	大金沢神達地区	2016 年度	短期対策完了

3　到達状況・課題

○　都は計画的な団地再生を図るための「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン（2012 年６月）」を策定し、また、諏訪二丁目住宅の建替えが完了したところであるが、今後、老朽化した都営住宅の建替えなど、多摩ニュータウン再生に向けた更なる取組が求められている。

○　圏央道・外環道へのアクセス道路や骨格幹線道路などの整備に取り組んできたが、広域的な道路ネットワークはいまだ整備が必要な区間が残されている。

○　西多摩山間地域では、風雨による土砂崩れや倒木等により緊急輸送路が寸断され、集落が孤立する可能性がある。

○　島しょ地域では、南海トラフ地震への対応や大島における土砂災害を教訓とした取組が求められている。

○　河川や下水道の整備、まちづくりなどによる総合的な豪雨対策を進めてきたが、近年頻発する時間 50 ミリを超える豪雨への対応が求められている。

○　就学前児童人口や共働き世帯の増加等を背景に、更なる保育ニーズ等の増加が見込まれる。

○　高齢者の増加に対応し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの充実や多様なすまいの整備等が求められている。また、24 時間安心の在宅療養支援体制を構築するため、医療と介護の連携強化や退院に向けた支援など、ニーズ増加への更なる対応が必要である。

4　政策の方向性

1　多摩ニュータウンの再生・核都市の整備

➢　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に来訪する国内外の人々に、ニュータウン再生の多面的な取組（団地建替、基盤整備等）をまち再生の先進モデルとして広く発信することで、各国におけるニュータウン再生に生かしていくとともに、多摩ニュータウンの再生を促進（再掲：113 頁参照）

➢　多摩地域における核都市の機能強化に向け、都市基盤の整備や開発プロジェクトを計画的に進めながら、多様な都市機能を集積させ、周辺の住宅地ととも

に職住が近接した自立した圏域を形成

2　道路ネットワークの強化

- 三環状道路の整備に併せて、多摩東西・南北道路や都県境の道路整備を進め、首都圏の空港や港湾、多摩地域内外の各拠点を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成し、都市間連携を強化するとともに防災力を向上（再掲：42 頁参照）
- 立川や八王子などの拠点駅周辺において道路整備を推進して渋滞解消を図るとともに、生活道路への通過交通の流入を減らす地域幹線道路の整備や市町村が実施する道路整備を支援して地域のまちづくりを促進
- 連続立体交差化で多数の踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消（再掲：42 頁参照）
- リニア中央新幹線開通を見据え、広域幹線道路となる南多摩尾根幹線を早期に整備し、当該路線と連動した商業用途への土地利用転換を誘導（再掲：113 頁参照）

3　多摩地域の強みを生かした産業の展開

- 多摩地域の持つ産業集積の強みを生かすため、広域的産業交流の中核機能を担い、都域を越えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子市に整備（再掲：84 頁参照）

4　多摩・島しょ地域の特性を踏まえた防災対策の強化

- 土砂災害に対する避難体制をより一層確立していくため、土砂災害警戒区域等の指定を完了（再掲：63 頁参照）
- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、多摩部は時間 65 ミリの降雨に対し、浸水被害を防止する対策を強化（再掲：63 頁参照）
- 多摩山間地域においては、土砂崩れ等による道路の寸断や集落の孤立を防ぐため、多摩川南岸道路や秋川南岸道路、（仮称）梅ヶ谷トンネルなどの道路整備を推進（再掲：63 頁参照）
- 島しょ地域においては、護岸などの海岸保全施設の整備や、緊急輸送用岸壁の地震・津波への対策強化とともに、津波到達までに高台等への避難が困難な港について津波避難タワー等の整備を推進（再掲：63 頁参照）
- 大島では、土砂災害警戒区域等の指定完了とともに、大金沢左支川の斜面崩落防止、導流堤整備等の短期対策を完了（再掲：63 頁参照）

5　福祉・医療・文化・スポーツなどのサービスの拡充

- 認可保育所や認証保育所など保育サービスを拡充することにより、2017 年度末までに待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを継続（再掲：69 頁参照）
- 学童クラブや放課後子供教室の設置を進め、小学生の総合的な放課後対策を推進し、放課後等の子供たちの安全・安心な居場所を確保（再掲：70 頁参照）

- 要介護高齢者の増加を見据え、多様なニーズに対応する施設等の確保、在宅生活を支える各種サービスの充実、地域包括支援センター等の機能強化に取り組むことにより、市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援（再掲：73 頁参照）
- 医療・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークの構築等、地域での在宅療養支援体制を確保するため、市町村等の取組を一層支援するとともに、在宅療養生活への円滑な移行を促進するため、医療機関の退院支援機能を充実（再掲：77 頁参照）
- 芸術文化資源が集積する地域において、地域の個性を生かした芸術文化拠点を形成するとともに、多摩地域においても民間・大学等との更なる連携を進めるなど地域の魅力や強みを生かしたまちづくりを都内各地へ波及（再掲：57 頁参照）
- 東京都多摩障害者スポーツセンターを改修し、利便性の向上を図るとともに、市町村立スポーツ施設のバリアフリー化を支援するなど、障害者が利用しやすいスポーツ施設整備を促進（再掲：36 頁参照）
- 「武蔵野の森総合スポーツセンター施設（仮称）」の整備を進め、多摩地域のスポーツ振興の拠点として活用

多摩地域の発展・成熟したまちづくりのイメージ

（注１）核都市（業務核都市）：都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、業務機能をはじめとする諸機能の適正な配置先の受け皿となるべき都市

都市戦略８　多摩・島しょの振興

政策指針 25

多摩・島しょの豊かな自然を生かした地域の活性化

1　将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

○　多摩地域における森林や丘陵地、里山の樹林地などが保全され、地域の緑が都民の身近な憩いの場や美しい景観として、次世代に継承されている。

○　島しょ地域では、豊かな水産資源とともに、個々の島が有する個性的な自然環境が保全され、地域特性を最大限に生かした地域づくりが図られている。

○　意欲のある生産者が活力ある農林水産業経営を実現するとともに、都内産農林水産物が国内外の多くの人に認知されている。

○　高尾山や小笠原諸島など世界に誇る豊かな自然環境が保全されるとともに、多摩・島しょ地域の魅力が広く情報発信され、国内外から多くの人々が来訪している。

2　政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■豊かな自然環境を次世代へ継承するとともに、最大限に活用した地域の活性化

◇緑の保全・創出を進め、多様な生物と共生した潤いある生活を次世代に継承

事　　項	目標年次	目標値
緑の保全・確保（再掲）	2019 年度	300ha（区部・多摩）

◇国内外からの観光客に対応できる案内板や観光情報等の提供

事　　項		目標年次	目標値
無料 Wi-Fi 接続環境の向上（再掲）	島しょの船客待合所・空港	2020 年度	全ての船客待合所・空港で整備完了
三宅島空港ターミナルビルの整備		2024 年度	完了
老朽化した船客待合所の建替え		2024 年度	２か所の完了

3　到達状況・課題

○　自然豊かな都市の実現に向け、残された緑の保全や新たな緑の創出を進めてきたが、開発や相続などに伴う緑の減少は続いている。また、生態系に配慮した緑化も十分に進んでいない。

○　国立公園の指定を受ける伊豆諸島や、さらに世界遺産にも登録された小笠原諸島の自然を後世に引き継ぐため、自然環境を維持、保全する持続的な取組を行っていく必要がある。

○　農林水産物の価格の低迷や、担い手の減少・高齢化が進むなど、農林水産業

を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

○　多摩・島しょ地域の自然は、個々の観光資源として魅力は高いものの、地域一体となったポテンシャルが十分に発揮されていない。

4　政策の方向性

1　都民の貴重な財産である多摩・島しょ地域の自然を保全

- 森林をはじめ、市街地の雑木林、里山など豊かで多様な多摩の緑を保全するため、都民や民間企業など多様な主体と連携し、官民一体となった取組を推進
- 多摩地域の合流式下水道では、雨天時放流水の汚濁を降雨の影響が少ない分流式下水道と同程度まで削減するための改善計画を関係市とも連携して策定。長期的には、区部・多摩地域ともに放流水質を分流式下水道と同程度まで改善（再掲：107 頁参照）
- 小笠原諸島における固有種保全対策を継続するとともに、本土部の全保全地域で希少種の保全を強化（再掲：108 頁参照）

2　多摩・島しょ地域の農林水産業振興と多面的な機能の活用による都民生活の向上

- トウキョウＸや東京しゃも等、東京のブランド畜産物の生産体制を維持・拡大するなど、農林水産物のブランド化による高付加価値化や販売力の強化を推進（再掲：84 頁参照）
- 「とうきょう特産食材使用店」の更なる拡大などとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の高い注目度を生かし、東京産の食材の魅力を国内外に広く発信（再掲：85 頁参照）
- 施設栽培やＩＣＴによる自動環境制御等の最先端技術を活用した栽培技術モデルの確立、研究機関や大学と連携した低コスト林業の構築などにより、東京の農林水産業の競争力を向上（再掲：85 頁参照）
- 農業や農地が持つ多面的機能を発揮させ農業振興を推進するとともに、豊かな都民生活や快適なまちづくりを促進（再掲：85 頁参照）

3　多摩・島しょ地域の魅力を生かした観光振興の推進

- 地域自らの発想・創意工夫による観光資源開発を支援し、多様化した旅行者ニーズに対応する魅力の創出を推進（再掲：53 頁参照）
- 多摩・島しょ地域の産業や独自の食文化など様々な地域資源を生かした、新たな観光資源を開発（再掲：53 頁参照）
- 多摩・島しょ地域の豊かな自然環境など魅力あふれる観光資源を、ウェブサイトの活用やファムトリップ（注１）の実施などにより、国内外に効果的に発信

（注１）ファムトリップ：観光地への誘客促進を図るため、旅行会社等を招待し現地を視察してもらい旅行造成を働きかける旅行

20XX 年　東京はこんな街

発展を続け、全ての人が豊かな生活を送ることが可能となっている、理想的な都市の姿を描いてみました。

人々に笑顔をもたらす「美食の都とうきょう」

○　2013 年 12 月、日本の和食がユネスコ無形文化遺産に登録されました。ミシュランガイドに掲載されている飲食店が多い東京において食は一つの観光資源になっていて、多摩島しょを中心にバラエティに富んだ食材が揃っています。2014 年 6 月の IOC 調整委員会による会場予定地視察の際は、東京しゃもや TOKYO X など、東京産の食材を使った料理がふるまわれました。

○　2020 年オリンピック・パラリンピック開催都市となった首都東京では、外国からも多くの人が訪れ、東京の食材の良さを満喫していることでしょう。

○　その先の未来では、東京産の食材を使った料理や東京でしか味わえない海外とのフュージョン料理を提供するレストランが、ミシュランガイドで多数紹介され、そこで食する方々は舌鼓を打っています。世界標準となった東京の食を求めて、日本全国や世界からたくさんの観光客が訪れていることでしょう。

○　あなたも将来東京産の食材を使った料理で友人・家族・世界の人をおもてなししてみませんか。誰もがうっとりするような、東京産の食材をふんだんに取り入れた至福の一皿を「美食の都とうきょう」で“ め･し･あ･が･れ ”

【東京の食卓を彩る多様な食材】

◇　東京特産野菜の代表小松菜とウドは、江戸の昔から東京で栽培される伝統的な野菜で、都民の食卓に欠かせません。また、伊豆諸島の特産アシタバは、その健康野菜ぶりがテレビで紹介されて知名度がアップ、需要が高まっています。栄養たっぷり東京野菜をゼリー寄せにして、涼しげな江戸切子のグラスで楽しむのも素敵です。

◇　東京しゃも、トウキョウ X は東京都畜産試験場（現在の東京都農林総合研究センター）が作り出した銘柄鶏・銘柄豚です。東京しゃもの歯ごたえと深い味わい、安全にもこだわった TOKYO X の美味しさは、プロの料理人も唸らせます。

◇　江戸時代日本橋の魚河岸で命名された「くさや」は、伊豆諸島の特産品であり、代々受け継がれてきたくさや汁に魚を漬け、天日干しにすることで、独特な香りと旨味が出てきます。

≪豆知識≫
トウキョウ X の名称については、認定された系統名を「トウキョウ X」、豚肉としてのブランド名を「TOKYO X」としています。